
令和 6 年 第130回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

令和 6 年 3 月11日（月曜日）

議事日程（第 4 号）

令和 6 年 3 月11日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 諸報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 3 号 | 令和 5 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 新温泉町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 9 号 | 新温泉町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 新温泉町漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 新温泉町営住宅条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 新温泉町水道事業の設置等に関する条例及び新温泉町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 新温泉町有線情報放送施設条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 新温泉町病院事業の設置等に関する条例及び新温泉町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について |

日程第18	議案第17号	新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第19	議案第18号	新温泉町文化財保護条例の一部改正について
日程第20	議案第40号	新温泉町税条例の一部改正について
日程第21	議案第19号	新温泉町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第22	議案第20号	辺地に係る総合整備計画の変更について (海上)
日程第23	議案第21号	辺地に係る総合整備計画の変更について (三尾)
日程第24	議案第22号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第25	議案第23号	令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第9号)について
日程第26	議案第24号	令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第27	議案第25号	令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第28	議案第26号	令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第29	議案第27号	令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第30	議案第28号	令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第31	議案第29号	令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第3号)について
日程第32	議案第30号	令和6年度新温泉町一般会計予算について
日程第33	議案第31号	令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第34	議案第32号	令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第33号	令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
日程第36	議案第34号	令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
日程第37	議案第35号	令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
日程第38	議案第36号	令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
日程第39	議案第37号	令和6年度新温泉町水道事業会計予算について
日程第40	議案第38号	令和6年度新温泉町下水道事業会計予算について
日程第41	議案第39号	令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1	諸報告	
日程第2	報告第3号	令和5年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告に

ついて

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 新温泉町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 9 号 | 新温泉町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 新温泉町漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 新温泉町営住宅条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 新温泉町水道事業の設置等に関する条例及び新温泉町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 新温泉町有線情報放送施設条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 新温泉町病院事業の設置等に関する条例及び新温泉町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 新温泉町文化財保護条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第40号 | 新温泉町税条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第19号 | 新温泉町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 辺地に係る総合整備計画の変更について
(海上) |
| 日程第23 | 議案第21号 | 辺地に係る総合整備計画の変更について |

(三尾)

日程第24	議案第22号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第25	議案第23号	令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第9号)について
日程第26	議案第24号	令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第27	議案第25号	令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第28	議案第26号	令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第29	議案第27号	令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第30	議案第28号	令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第31	議案第29号	令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第3号)について
日程第32	議案第30号	令和6年度新温泉町一般会計予算について
日程第33	議案第31号	令和6年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第34	議案第32号	令和6年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第33号	令和6年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
日程第36	議案第34号	令和6年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
日程第37	議案第35号	令和6年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
日程第38	議案第36号	令和6年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
日程第39	議案第37号	令和6年度新温泉町水道事業会計予算について
日程第40	議案第38号	令和6年度新温泉町下水道事業会計予算について
日程第41	議案第39号	令和6年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について

出席議員(15名)

1 番	中 村 茂君	2 番	西 村 龍 平君
3 番	澤 田 俊 之君	4 番	米 田 雅 代君
5 番	岡 坂 遼 太君	6 番	森 田 善 幸君
7 番	浜 田 直 子君	8 番	河 越 忠 志君
9 番	竹 内 敬一郎君	10番	重 本 静 男君
11番	岩 本 修 作君	12番	宮 本 泰 男君
13番	中 井 勝君	14番	中 井 次 郎君
15番	小 林 俊 之君		

欠席議員（１名）

16番 池 田 宜 広君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
温泉総合支所長	西 澤 要君	牧場公園園長	嶋 津 悟君
総務課長	中 井 勇 人君	企画課長	水 田 賢 治君
税務課長	山 本 幸 治君	町民安全課長	小 谷 豊君
健康福祉課長	朝 野 繁君	商工観光課長	福 井 崇 弘君
農林水産課長	原 憲 一君	建設課長	松 井 豊 茂君
上下水道課長	谷 岡 文 彦君	浜坂病院事務長	宇 野 喜代美君
介護老人保健施設ささゆり事務長	松 岡 宏 典君	会計管理者	谷 渕 朝 子君
こども教育課長	吉 田 博 和君	生涯教育課長	西 脇 一 行君
調整担当	森 田 忠 浩君	代表監査委員	島 田 信 夫君

午前 9 時 0 0 分開議

○副議長（中村 茂君） 皆さん、おはようございます。

第 1 3 0 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、多用なところ御参集賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、また、提出議案であります条例の改正、補正予算案など議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますように、お願い申し上げます。

また、本日、3 月 1 1 日は、東日本大震災から 1 3 年を迎えました。午後 2 時 4 5 分から 1 分間の黙禱を行いますので、御承知ください。

以上、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、第 1 3 0 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 諸報告

○副議長（中村 茂君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、副議長から報告を申し上げます。

去る 3 月 1 日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙、議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、議会運営委員会が 3 月 1 日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

岩本委員長。

○議会運営委員会委員長（岩本 修作君） おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

委員会の開催日は 3 月 1 日の全員協議会終了後であります。

協議事項について報告をいたします。

第 130 回新温泉町議会定例会提出議案、議事運営についてでございます。町長提出追加議案についてです。議案が 1 件の、条例案が 1 件で、議案第 40 号、新温泉町税条例の一部改正についてであります。

次に、議事日程及び議事運営についてですが、資料に掲載していますので、御清覧のほうよろしくをお願いします。

次に、会期中の議会運営委員会は、本日、3 月 11 日の本会議終了後に予定しておりますので、委員の皆さんはよろしくお願いいたします。

以上で報告といたします。

○副議長（中村 茂君） 岩本委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されていますので、それぞれ各委員長から報告をお願いします。

初めに、総務産建常任委員会が 3 月 5 日に開催されておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の御報告をいたします。

3 月 5 日開催。牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

牧場公園課は報告事項 1 件です。令和 5 年度牧場公園工事進捗状況についての概要は、公園山頂までの森林整備工事と山頂展望台トイレ改修工事です。

協議事項は、令和 5 年度新温泉町一般会計補正予算（第 9 号）についての 1 件です。委員会として了承しました。

農林水産課は報告事項 8 件です。新温泉町鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付要綱

の一部改正について、新温泉町木質バイオマス活用施設等整備事業補助金交付要綱の制定について、新温泉町土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について、新温泉町農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正について、新温泉町農業用ハウス設置支援事業補助金交付要綱の一部改正について、新温泉町新規生産者スタートアップ支援事業補助金交付要綱について、新温泉町地域資源循環施設整備検討委員会設置要綱の制定について、新温泉町良質堆肥生産支援事業補助金交付要綱の制定についてであります。

協議事項は3件です。新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正について、新温泉町漁港管理条例の一部改正については、いずれも委員会として了承しました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）について、経営構造対策事業、担い手確保、経営強化支援事業の概要については、実施主体となる農事組合法人についての質疑があり、採決の結果、賛成2名、反対4名で、賛成少数により委員会として了承しないことにしました。

建設課は報告事項6件です。1、湯村温泉における街なみ環境整備事業について、2、浜坂駅前周辺整備について、3、新温泉町公営住宅等長寿命化計画の策定について、4、新温泉町空き家除却支援事業補助金交付要綱について、5、新温泉町空き家等相続登記支援補助金交付要綱について、6、事故の報告についてであります。

協議事項は3件です。新温泉町営住宅条例の一部改正について、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）について、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）については、3件とも委員会として了承しました。

税務課は報告事項2件です。令和5年度町税徴収実績について、令和6年度税制改正に対応するための税条例の専決処分についてであります。

協議事項は2件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）について及び新温泉町税条例の一部改正についての2件です。いずれも委員会として了承しました。

商工観光課は報告事項4件です。1、令和5年度事業の報告については、新温泉町プレミアム商品券事業、新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業、新温泉町エネルギー価格高騰対策事業であります。リフレッシュ館町民プールのあり方検討状況の報告については、町民の健康増進、町外からの誘客や学校教育との両立が可能と判断し、改築することを提言しています。2、補助金の申請については、観光庁補助金、特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業への申請です。3、要綱の制定及び一部改正、廃止については、新温泉町運送事業者等支援金交付要綱の制定、新温泉町定住促進住宅取得助成金交付要綱の一部改正、新温泉町空き家リフォーム助成事業補助金交付要綱の一部改正、新温泉町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部改正、新温泉町移住支援金交付要綱の一部改正、新温泉町いなか暮らし体験住宅貸付事業実施要綱の一部改正。その他要綱の一部改正及び廃止は、新温泉町空き家バンク実施要綱の一部改正、新温泉町空き家バンク情報登録促進交付金交付要綱の廃止、新温泉町若者就業者町内施設利用券交付要綱の廃止であります。4は、道の駅山陰ジオパーク浜坂の郷指定管

理料についてであります。

協議事項は、公の施設に係る指定管理の指定について、ペット休憩施設ワンニャン夢ハウス及び令和５年度新温泉町一般会計補正予算（第９号）についての２件は、いずれも委員会として了承しました。

企画課は報告事項４件です。第２次新温泉町総合計画の実施計画について、新温泉町民バス条例施行規則の一部改正について、新温泉町町民タクシー事業実施要綱及び新温泉町民バス代替え交通機関町民タクシー事業実施要綱の一部改正について、新温泉町航空機利用助成金交付要綱の一部改正についてであります。

協議事項は５件です。１、新温泉町有線情報放送施設条例の一部改正について、２、新温泉町過疎地域持続的発展計画の変更については、いずれも委員会として了承しました。３、辺地に係る総合整備計画の変更、海上地区については、当初予算に対して変更後の予算は大幅な増額になっているとの質疑があり、採決の結果、賛成２名、反対４名で、賛成少数により委員会として了承しないことにしました。４、辺地に係る総合計画の変更、三尾地区について、５、令和５年度新温泉町一般会計補正予算（第９号）については、いずれも委員会として了承しました。

総務課は報告事項６件です。１、職員の退職及び採用予定者について、２、会計年度任用職員の採用予定者について、３、新温泉町行政組織規則の一部改正については、町民安全課の防災安全室を危機管理室に改めるものです。４、新温泉町職員の給与に関する規則の一部改正について、５、地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援及び物価高騰対応重点支援について、６は、令和５年度兵庫県町土地開発公社事業及び財務諸表の報告についてであります。

協議事項は６件です。兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、令和５年度新温泉町一般会計補正予算（第９号）については、６件とも委員会として了承しました。

議会事務局は協議事項１件です。令和５年度新温泉町一般会計補正予算（第９号）については、委員会として了承しました。

閉会中の継続審査を１０件について議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○副議長（中村 茂君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

１４番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 何点かお尋ねいたします。農林水産課の協議事項の中で、経営構造対策事業、担い手確保、それから経営強化支援事業の概要について、これは了承しないことに決定をしたということでもありますけども、農事組合法人についてということで意見が出たということでもありますけども、具体的にはどういう内容だったんでしょうか。この資料を見せていただければ、補助金の財源は全額国費だということになっております。それから、私がちょっと心配するのは、こういう件がどんどん重なっていけば、要は国から、実際にもう新温泉町の補助対応についてはってということで、疑問符がつけられるおそれがあると。そのことは、特別問題が、私は読んでる限りは問題ないと思ってるんですけど、事業内容について。ちょっとそういうことについて、町の補助金、町の財源からという話だったらまだ分かるんです。それでもこういう意欲のあるところが頑張るやろうとする場合は、やはりそれを大いに激励する必要があるという思いなんですけども、そこら辺のところちょっと、農業法人なり何かでいろいろと意見も出たんでしょうけども、それを答えていただけますか。

それから、企画課の協議事項5点ございますけども、その(3)、辺地に係る総合整備計画の変更について（海上）って書いてあります。この議論はどのような、一つは内容だったんでしょうか。辺地債を計画を国に出したはずなんですけども、結局それが実際の現場では違った内容になったとか、そういうことなんですか。その2点お願いします。

○副議長（中村 茂君） 竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 最初の1点目ですが、質疑の内容について報告します。この実施主体である農事組合法人アイガモの谷口でございますが、現在建っている鶏舎のようなものは、県から農地転用の許可をもらっているかとの質疑がございました。それに対して、当局は現在申請中であるという答弁でございました。それで、委員としては、許可を取っていないのに建物が建っているのは問題があるのではないかと。これに対して、町がそれを、今回の事業を支援するものはいかなるものかというのが反対意見の答えです。

次に、2点目です。辺地総合整備計画に係る海上地区についてでございますが、これの当局の説明では、この道路の勾配を緩やかにするために、その変更のために擁壁の高さが高くなったことへの工事費の増、それと現在の資材物価高騰、それと補償費が多額になったなどで増額するという説明があったわけですけども、これでは委員としては納得がいかないと。新たに説明書を要望したところでございます。それが今日配付になってると思います。以上です。

○副議長（中村 茂君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） アイガモの谷口のことでありますけども、今、手続中ってことで、これについてはどうなんでしょうか。私も農業委員会なりの申請の問題については興味を持っていますので、こういう状況では建物は建てれないということになって

るんでしょうか。そこら辺のところは委員会としてどのような判断をされたんでしょうか。恐らくこれは農業委員会を通じて県なりが内容的には見てると思うんですけども、どっちなんんでしょうか、法的なことですから、これは白黒はっきり出るはずなんですけども、その点をお願いします。

○副議長（中村 茂君） 竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 今の中井次郎議員の質問は、法的な返事が欲しいということですか、結論、建物が、ちょっとその返答にちょっと今困ってるんですけど、もう一度ちょっと返答しやすい質問してもらえませんか。

○副議長（中村 茂君） 質疑中ですが、委員会での内容については、今の報告なり、少し詳しく報告ありました。これ以上の質疑については、本日議案の中にありますし、その中でまた改めて説明がありますので、詳しい法的な内容とかどうのこうのについては、議案説明、質疑の中でお願いしたいと思うんですが、御了解いただけませんか。

○議員（14番 中井 次郎君） はい、分かりました。

○副議長（中村 茂君） ほかありますか。

〔質疑なし〕

○副議長（中村 茂君） それでは、委員長、お疲れさまでした。これをもって報告とさせていただきます。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が3月6日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

重本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（重本 静男君） それでは、民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日は令和6年3月6日です。公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、生涯教育課、こども教育課の所管事務調査を行いました。

最初は、浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりであります。報告事項は5件であります。1、令和6年度診療体制について、①兵庫県養成医師の異動について、②医師の採用について、③令和6年度の外来担当医について、④浜坂病院の介護老人保健施設ささゆり施設長兼務について。2、公立浜坂病院経営強化プランの策定について、3、公立浜坂病院経営強化プラン策定委員会設置要綱の廃止について、4、公立浜坂病院事業ボランティア活動要綱の制定について、5、新温泉町訪問看護ステーション運営規程の制定について。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件であります。1、新温泉町病院事業の設置等に関する条例及び新温泉町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について。これにつきましては、委員会として了承いたしました。2、令和5年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補

正予算（第3号）についても、委員会として了承いたしました。

次に、町民安全課です。報告事項2件であります。1、新温泉町消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正について、2、新温泉町自主防災会の組織及び運営に関する要綱の一部改正について、これも詳細につきましては委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件であります。1、新温泉町印鑑条例の一部改正について、2、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、3、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）につきましては、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、健康福祉課です。報告事項13件。1、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の支給状況について、2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る定額減税調整給付金の概要について、3、第9期新温泉町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）の修正について、4、新温泉町国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について、5、新型コロナワクチン接種について、6、保健衛生事業の制度拡充に係る要綱の制定等について。新規の事業で、新温泉町1か月児健康診査費助成事業実施要綱、2つ目も新規、新温泉町産後ケア、失礼いたしました、これは改正ですね、新温泉町産後ケア事業実施要綱の一部改正、これは新規で、新温泉町带状疱疹予防接種費用助成事業実施要綱、7、新温泉町こども医療費助成事業実施要綱の一部改正について、8、新温泉町障がい者グループホーム新規開設推進に係る要綱の制定について、新温泉町障がい者グループホーム新規開設推進事業補助金交付要綱、新温泉町障がい者グループホーム新規開設サポート事業補助金交付要綱、9、新温泉町子育て短期支援事業実施要綱の制定について、10、新温泉町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱の制定について、11、新温泉町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱の全部改正について、12、指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う要綱の一部改正について、一つ、新温泉町訪問型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部改正、一つ、新温泉町通所型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の一部改正、13、令和6年3月末までに改正予定の要綱について、詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は6件です。1、新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、委員会として了承しました。2、新温泉町介護保険条例の一部改正について、これは賛成6名、反対1名、賛成多数で了承することに決定いたしました。3、新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員会として了

承しました。この件、長い条例ですけど、短くならないかということですけど、ならないということでありました。４、令和５年度新温泉町一般会計補正予算（第９号）について、５、令和５年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、６、令和５年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）については、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、上下水道課であります。報告は３件。１、新温泉町温泉給湯料金の減免に関する規則の一部を改正する規則について、２、新温泉町指定給水装置工事事業者に関する規則の一部を改正する規則について、３、社会資本総合整備計画防災・安全交付金について。名称は新温泉町における持続可能な下水道施設の改築更新（防災・安全）であります。期間は令和６年度から令和１０年度までの５年間であります。計画の内容についてであります。１つ、下水道施設改築更新事業ストックマネジメント計画、２、新温泉町下水道ストックマネジメント計画策定、３、下水道施設浸水対策事業、４、下水道台帳の電子化ＤＸ、５、下水道施設の統廃合事業。それと、公表については、新温泉町ホームページに令和６年４月に掲載するということであります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は３件であります。１、新温泉町水道事業の設置等に関する条例及び新温泉町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、２、令和５年度新温泉町水道事業会計補正予算（第４号）について、３、令和５年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第４号）について、この３つとも、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課です。報告事項２点です。１、第２期新温泉町スポーツ推進計画の策定について、別冊資料１として、第２期新温泉町スポーツ推進計画、別冊資料２として、第２期新温泉町スポーツ推進計画概要版であります。２、令和６年度新温泉町相撲教室の開催について、案が示されております。関連資料で、令和６年度春巡業大相撲浜坂場所実施要項があります。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は２件であります。１、新温泉町文化財保護条例の一部改正について。一つ、新温泉町文化財保護条例の一部改正について、概要、新温泉町文化財保護条例施行規則の一部改正について、一つ、新温泉町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、一つ、新温泉町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について、一つ、新温泉町文化財保護協力員設置要綱の制定について、委員会として了承しました。２、令和５年度新温泉町一般会計補正予算（第９号）について、これも委員会として了承いたしました。

次に、こども教育課です。報告事項５件。１、新温泉町立学校給食センター管理運営規則の一部改正について、２、新温泉町特別支援教育指導補助員及びスクールアシスタントの配置に関する要綱の一部改正について、３、新温泉町教育支援センター設置要綱の制定について、４、新温泉町病児・病後児保育事業実施要綱の制定について、５、新温泉町地域と協働した部活動準備委員会設置要綱の制定について。追加としまして、新

温泉町病児・病後児保育事業実施に伴う美方郡広域消防本部からの指摘についてとあります。これは、建物全体の消防用設備の見直しが必要となる可能性があるとの指摘を受けておるため、事業内容を見直す必要があることも考えられます。

協議事項は2件であります。1、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。2、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）については、いずれも委員会として了承いたしました。

閉会中の継続調査は、継続調査申出書のとおり9件について議長に申し出るとしております。

長々となりました。以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○副議長（中村 茂君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようであります。

これをもって質疑を終わります。

重本委員長、ありがとうございました。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が3月8日に開催されておりますので、その報告をお願いします。

岡坂遼太議員。

○美方郡広域事務組合議会議員（岡坂 遼太君） おはようございます。美方郡広域事務組合議会より報告いたします。

令和6年第1回美方郡広域事務組合議会定例会が3月8日金曜日に新温泉町議会議事堂にて開催されました。

提出案件でございますが、規約、条例改正4件、補正予算1件、新年度予算1件の計6件でありました。いずれの議案も全員賛成と、可決となりました。このうち、令和5年度美方郡広域事務組合一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ999万8,000円の減額とするもので、令和6年度美方郡広域事務組合一般会計予算については、歳入歳出の総額をそれぞれ8億6,912万6,000円と定め、前年度比3,330万6,000円の減額予算とするものでした。以上です。

○副議長（中村 茂君） ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 報告第3号

○副議長（中村 茂君） 日程第2、報告第3号、令和5年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和５年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について、地方自治法の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 報告第３号、令和５年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び財務諸表について御報告いたします。

この兵庫県町土地開発公社につきましては、昨年９月定例会におきまして解散に対する議決をいただき、本年２月２日に県知事から解散の認可が下りました。したがって、令和５年度会計の期間は令和６年２月２日までとなりますので、このたび報告を行うものです。

それでは、事業報告書及び計算書類を御覧ください。表紙から２枚めくっていただき、１ページを御覧ください。

事業の概況です。令和５年度中に新たな土地取得はなく、公社の取得用地につきましても令和元年度に全て土地の処分を完了しております。また、事業収支では、事業収益がゼロ円のため、当期純利益は１８万３,７３７円のマイナスとなりました。なお、この損失については、前年度繰越金剰余金を処分して、１,８９３万３,４８９円としております。

めくっていただきまして、３ページを御覧ください。収益的収入及び支出の収入につきましては、事業外収益３万７,８１０円のうち雑収益３万７,４６８円は、本公社が加入していました協議会、西宮市、宝塚市など６市の土地開発公社と本公社による協議会、兵庫県市町土地開発公社連絡協議会が解散したことによる残高の配分金となっております。

次に、支出ですが、４ページのとおりで、一般管理費２２万１,５４７円のうち旅費は、決算監査、理事会、解散申請に伴う１２町への押印依頼となっており、委託料につきましては、公社書類運搬廃棄処理及び公社会計システム移行費となっております。収入支出の差額は、先ほど申しましたとおり、マイナスの１８万３,７３７円となり、前年度繰越金剰余金を処分しました。

以上が令和５年度の事業概要となります。

５ページ以降につきましては、資本的収支、借入金の概要、監査の実施状況、一般庶務事項等を記載しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。

なお、解散による残余財産の本町への配分予定額につきましては、約２６９万７,０００円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 3 議案第 2 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 3、議案第 2 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う令和 6 年 4 月 1 日付、兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正のため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第 2 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 1 ページ、規約の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案で、下線部分が改正箇所になります。

第 11 条、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を、現行「3 年」から改正案「4 年」に改めるものです。また、兵庫県市町村職員退職手当組合は県内の全ての町と別表第 1 号表に掲げられている市及び一部事務組合により構成されております。このたび丹波少年自然の家事務組合が解散により脱退するため、別表第 1 号表から削除いたします。

それでは、議案の規約本文に戻っていただき、附則を御覧ください。この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようであります。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決さ

れました。

日程第 4 議案第 3 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 4、議案第 3 号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。これを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、会計年度任用職員の給与改定を遡及適用するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第 3 号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 2 ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

昨年的人事院勧告に対する対応について、会計年度任用職員につきましても勤務手当以外の部分について一般職の職員と同様の取扱いとするため、改正案、改正附則第 1 条で給与改定の遡及適用について、第 2 条で給与の内払いについて、職員の給与条例を準用する旨の規定を加えるものです。

それでは、議案の条例本文に戻っていただき、附則を御覧ください。この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 4 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 5、議案第 4 号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合への職員派遣に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第4号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料3ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

令和6年4月から2年間、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣するため、改正案第5条、給与の種類に、また、第15条の次に第15条の2として地域手当の規定を追加いたします。第2項では、地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とすると規定しまして、規則で定める割合は兵庫県と同じ率を適用し、100分の9.4と規定しております。資料は7ページ、8ページになります。

また審議資料3ページの第23条、勤務1時間当たりの給与額の算出、4ページの27条、期末手当、28条の勤勉手当等、6ページまで、地域手当の支給に関し、新旧対照表のとおり改めるものです。

それでは、議案の条例本文に戻っていただき、附則を御覧ください。この条例は令和6年4月1日から施行するとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 条例の改正そのものではないんですけれども、この兵庫県後期高齢者医療広域連合に派遣するというルールについて教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 広域連合、それぞれ各市町から派遣をしております。町につきましても2町、1年で2町ですので、2年目と1年目とずれるような形で2人が派遣される仕組みになっております。この6年、7年につきまして、本町の順番が回ってきたということです。12年に一度順番が来るということになります。以上です。

○副議長（中村 茂君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） その12年前というのは、これは適用について不都合はなかったんでしょうか。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 新温泉町につきましては、今回が初めての割当てになっております。平成19年から制度が多分スタートしたんじゃないかと思ひまして、香美町が令和5年、6年が順番になっております。新温泉町が令和6年、7年と。ですので、1年ずつスライド、ずれていく形になっておりますので、このたびが初めての順番ということですので。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時55分休憩

午前9時57分再開

○副議長（中村 茂君） 再開いたします。

日程第6 議案第5号

○副議長（中村 茂君） 日程第6、議案第5号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第5号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料9ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

令和6年4月から、会計年度任用職員について、一般職と同様に勤勉手当を支給することとなることから、改正案第13条、期末手当の次に、第13条の2として勤勉手当の規定を追加いたします。

第13条の2ではフルタイム会計年度任用職員について規定し、10ページの第23条の2ではパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定しています。なお、

9 ページから 10 ページにかけて、第 23 条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定については、職員の給与条例において地域手当を追加したことによる改正と、基準となる報酬額の算定方法を、これまでの 6 か月平均から月額報酬の会計年度任用職員については、基準日の報酬額に改め、日額または時間給の会計年度任用職員については、規則で定める方法により月額に換算した額に改めております。規則のほうでは、基準日以前 6 か月の在職期間における報酬の一月当たりの平均額と定めております。

次に、この条例改正に伴い影響を受ける新温泉町職員の育児休業等に関する条例について、附則により改正していますので、11 ページの新旧対照表を御覧ください。勤勉手当の支給対象となる育児休業をしている職員について、会計年度任用職員を含むことになるため、現行第 7 条の括弧書き部分を削り、改正案第 8 条で法律番号を追加しております。

審議資料 12 ページには、会計年度任用職員の給与規則の一部改正について、14 ページに新旧対照表をつけており、先ほどの条例改正の部分の規則委任の内容について追加しております。

それでは、議案の条例本文に戻っていただき、附則を御覧ください。第 1 項で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 7、議案第 6 号、新温泉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び個人番号を利用できる事務を追加することに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第 6 号について御説明いたします。この議案につきましては、総務課が所管する用語の定義の改正と、健康福祉課が所管する個人番号が利用できる事務を追加する改正を行う内容となっております。

説明の都合上、審議資料 2 5 ページ、一部改正の概要を御覧ください。2 5 ページが総務課の所管する部分で、2 6 ページが健康福祉課所管部分になります。

まず、2 5 ページを御覧いただき、1、改正理由ですが、令和 5 年 6 月 9 日に公布されました法律、以下、改正法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の別表第 2 が削除されることになりました。このため、本条例、番号条例の引用している部分について改正を行うものです。

2 の改正内容では、情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報の照会・提供、いわゆる情報連携を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ番号法では特定個人番号利用事務と利用特定個人情報という用語で表記することになります。このことから、番号条例における「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号事務」に改め、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改正いたします。

なお、参考としまして、番号法での定義を四角で囲っている部分に記載しております。施行期日につきましては、改正法の施行の日、令和 6 年 5 月末頃を予定しております。次に、2 6 ページを御覧ください。こちらが健康福祉課所管部になります。

1 の改正理由では、地方公共団体が番号法の法定事務以外で個人番号を利用する場合は、番号条例に当該事務を規定する必要があります。このたびの改正は、次の(1)から(3)までの理由により、福祉医療費助成事業等における医療費の助成に関する事務を番号条例に追加するものです。(1)転入者の負担軽減では、転入者の前住所地の所得課税証明書の提出の省略のため、(2)健康保険証廃止への対応は、健康保険証廃止後の助成対象者の健康保険加入状況の確認のため、(3)現物給付化の取組への対応は、現在、オンライン資格確認の拡充を踏まえた取組として、自治体区域外、具体的には県外受診でも現物給付が可能となる取組が国において推進されており、その取組に参加するためのものです。

2 の改正内容につきましては、下線部分の別表第 1 及び別表第 2 に、福祉医療費助成事業等における医療費の助成に関する事務を追加いたします。

3 の施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日になります。

審議資料 1 6 ページに戻っていただき、条例の新旧対照表を御覧ください。1 6 ペー

ジは総務課所管分になりまして、第2条の定義に25ページで説明しました用語を追加し、第4条で文言を改めています。

17ページ以降が健康福祉課所管分になりまして、17ページの別表第1に、7の項を追加し、事務の欄に福祉医療費助成事業等における医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものを規定しております。

別表第2は、18ページを御覧ください。27の項を追加し、特定個人情報の欄に(1)の地方税関係情報であって規則に定めるもの、以下、(7)までの情報を規定しております。

19ページから24ページまでは、一部改正規則とその新旧対照表です。

21ページの新旧対照表を御覧ください。改正案第8条に、条例で委任された事務は関係する4つの条例等の医療費助成、助成対象者の審査及び認定に関する事務とすることを規定しており、23ページからの第35条には、それぞれの助成制度の個人番号を利用する事務を規定しております。

それでは、議案の条例本文に戻っていただき、附則を御覧ください。条例の令和6年4月1日の施行につきましては、健康福祉課の所管部分で、ただし書につきましては、総務課が所管する部分になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩に入ります。開始は25分、10時25分といたします。

午前10時07分休憩

午前10時24分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第8 議案第7号

○副議長（中村 茂君） 日程第8、議案第7号、新温泉町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、役場窓口において、印鑑登録証に代えて個人番号カードを添えることにより印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、印鑑条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の28ページを御覧ください。審議資料28ページの1番でございます。改正概要です。印鑑登録証明書を発行する際、役場窓口での発行と多機能端末機を使用した発行方法が異なっており、これを解消するため、新温泉町印鑑条例を改正するものでございます。

2の改正の内容でございます。括弧の印鑑登録証明書の発行ということで、コンビニ交付、多機能端末機を使用した場合に必要なものということで、図で表しております。現在は、コンビニでは個人番号カードに暗証番号4桁を入力することによりまして印鑑登録証明書の発行ができるようになっております。次に、役場窓口での発行時に必要なものでございます。現在は、印鑑登録証のみを添付いただいて、申請いただいて、発行しておるというものでございます。改正後は、下の表にございますように、印鑑登録証に追加して、本人が個人番号カード、暗証番号4桁を入力することによって、本人を確認して、発行を窓口でするようにするものを追加するというものでございます。米印のところに書いてございますけども、マイナンバーカードについては、他人への預けるところのような行為はできませんので、マイナンバーカードの申請は本人のみということにさせていただいておりますし、発行手数料については変更なしとしております。

3で、改正の要点ということでまとめさせていただいております。町内でのマイナンバーカード利用可能場所の拡大ということで、役場窓口での発行を可能にすること。そして、マイナンバーカードの証明書発行場所が増えることによる住民サービスの向上ということで、施行は令和6年4月1日からの開始を予定しております。

それでは、条例本文にお戻りください。ただいま説明しましたとおり、条例第14条第1項に次のただし書を加えるものでございます。附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 9、議案第 8 号、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、新温泉町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料 29 ページ、新旧対照表を御覧ください。審議資料 29 ページの新旧対照表でございます。令和 6 年 2 月 9 日に政令が公布されたことによる消防団員等に係る損害賠償補償の基準額を改正する額は、それぞれ新旧対照表の改正案のとおりでございます。

それでは、条例本文にお戻りください。ただいま説明したとおり、条例第 5 条第 2 項第 2 号中の額をそれぞれ改めるものでございます。

附則で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしております。また、経過措置については記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） この公務災害補償ですが、過去にそういった本町の消防団員の方が交付といいますか、の事例があるかどうかと、それから、これに対する財源というのは、何か国の基金みたいなものがあるのか、その辺りをちょっと御説明お願いします。

○副議長（中村 茂君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 近年では補償という、けがによる補償と、活動中の補

償というものはございませんけども、傷病等の補償がございます。ちょっとこの災害補償のところで支払いをしたかどうかについては確認をすぐさせていただきます。あるとすればそういう補償で、現場での補償というのは、ああ、ありますね、若干、軽傷でされたというようなことがあったように思いますけども、ちょっと件数等は手元にございませんので、ちょっと概略すぐ調べて返答させていただきます。

○副議長（中村 茂君） 今ちょっと調査中ですので、ほか、この件で質疑ありますか。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） この29ページの審議資料にあるんですけど、今までからずっと一緒なんですけども、階級が高いと補償が高い、公務災害ですね。何か消防団員だから一律でいいというふうに僕的には思うんです。団長が、言えばけがしたら1万2,500円の補償、10年未満はね。で、同じようにスライドして、20年以上になったら1万4,000円を補償する。一般の団員は、ちょっと格安で9,100円。何か階級で補償に色をつけるっていうのはいかなもんなかというふうに思うんですよ。みんなを均一にちゃんと補償して、満額1万4,200円ですか、してあげたらいいのになんていうふうに思うんですけども、これ、日本中がこういうふうな値段で、階級によって格差があるというふうに理解したらいいのかな。

○副議長（中村 茂君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それぞれ消防団については、退職金等も含めて政令等で一定の基準が示されておりますので、それに倣ってそういう金額を決めているということでございます。

○副議長（中村 茂君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） ぜひ、ちょっと考え直していただいて、平の団員も、例えば消防団長も、新温泉町は同じ補償をしていますよって言ったら、団員が増えませんか。こんだけ団員不足で困ってるんでしょ。だから、全国的にはこうだけど、うちの町はこういうふうに充実した補償を提示できてますって言ったらどうでしょうか、町長。

○副議長（中村 茂君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の御指摘、非常に大切な視点だと思っております。今後検討をしたいと思います。

○副議長（中村 茂君） ほかありますか。

〔質疑なし〕

○副議長（中村 茂君） ただいま調査中です。この調査内容によって議案の採決が変わるというような思いはお持ちでしょうか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 特にはございません。後で教えていただけたらいいです。

○副議長（中村 茂君） それでは、後刻、数字なりは聞くということで、本件の議案についてに戻らせていただきます。

以上で質疑を終結したいと思います。これから質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終了いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号

○副議長（中村 茂君） 続いて、日程第 10、議案第 9 号、新温泉町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、第 9 期新温泉町介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） それでは、議案第 9 号、新温泉町介護保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 32 ページを御覧ください。介護保険法施行令の一部を改正する政令の概要で、このたびの条例改正の関係部分でございます。ページ上側の四角の枠の中を御覧ください。

このたびの政令の改正は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1 号被保険者間で所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものでございます。具体的には、①は、65 歳以上の 1 号被保険者の標準段階を現行の標準 9 区分から標準 13 区分に多段階化した上で、標準乗率について、第 1 段階から第 3 段階までに係る割合を引き下げ、新設する第 10 段階から第 13 段階までに係る割合を現行の 9 段階と比べまして高く設定することと、②は、①の見直しにより所得の少ない者の負担軽減が図られることを踏まえ、所得の少ない者に係る公費による減額賦課に係る基準を引き下げるものでございます。改正後の標準乗率と公費軽減割合は表に記載のとおりでございます。標準乗率の行がこのたび 13 区分の多段階化した割合で、公費軽減割合の行が公費による減額賦課に係るもの、第 1 段階から第 3 段階までの乗率を標準乗率から引き下げる割合でございます。標準乗率の行が公費軽減後の乗率ということになります。

下側の図は、第9期計画における標準乗率、標準段階、公費軽減割合、基準所得額等を表したイメージということになっております。第1段階から第3段階と第10段階から第13段階の二重線の部分が改正前の標準乗率で、それを太線の乗率に改めております。第1段階から第3段階の網かけ部分が公費による低所得者軽減ということになります。この公費の負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。各段階の下側の吹き出しがそれぞれの段階に該当する要件を表示しております。

33ページは、各段階の改正前後の保険料額等で、ここまで御説明させていただいたものを反映したものということになっております。第5段階が基準額でございます。その他の段階は、基準額に右側の割合を乗じた額ということになっております。第5段階の前期計画との比較では、年額2,280円の増、月額190円の増でございます。第9期計画上では、準備基金を1億3,000万円取り崩しまして、保険料の上昇を抑制することとしております。仮に基金の繰入れをしない場合の保険料額の前期計画との比較では、第5段階の比較では、年額1万440円、月額870円の増ということになります。この表の第1段階から第3段階の括弧書きの年額が、公費による軽減後の実質の負担額ということになります。

それでは、30ページに戻っていただきたいと思います。条例の新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。第2条第1項と第2項の本文は、保険料の適用期間の規定部分を第9期計画の期間に改めており、第2項の各号は、第1段階から第3段階の減額賦課に係る保険料額を、先ほど御説明しました額に改めています。第4条第3項は、保険料の月額賦課に係る規定で、介護保険制度において境界層措置が適用されている者、いわゆるより負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者に関することが規定されており、このたびの介護保険料の所得段階の多段階化に伴い、介護保険法施行令第38条第1項第9号から第12号までに境界層措置の規定が追加されることに伴う改正でございます。

31ページの別表は、先ほど33ページで御説明しました表とほぼ同じ内容で、第9期計画の各段階の保険料額に改めるものでございます。この別表の第1段階から第3段階までは減額賦課を適用していない保険料額を規定しています。

それでは、条例本文を御覧ください。附則でございます。第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項は経過措置を規定しています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、議案第9号、新温泉町介護保険条例の一部改正に反対の立場から討論をいたします。

基金を使って低所得者向けの介護保険料を低く設定する、これについては評価をいたします。それと同時に、今、介護保険制度はどうなっているのか。介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支え合うことを目的に、2000年に制度化されました。しかし、実態は社会全体で支える体制にはなってはいません。社会保障予算の自然増を毎年数値目標を決めて削減する政治の下、介護分野では介護報酬の連続削減、1割負担の利用料の2割、3割への引上げ、介護施設の食費、居住費の負担増、要支援1、2の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護1、2の特養入所からの締め出しなどの改悪が連打されてきました。これでは介護の基盤が微弱になるのは当然であります。家族の介護のために仕事を辞める介護離職は年間10万人にも上り、介護をめぐる問題は高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因となっています。以上の点から反対をいたします。

○副議長（中村 茂君） 反対者の発言でありました。

次に、本件に対し賛成者の発言を許可いたします。ありますか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（中村 茂君） それでは、ないようであります。

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中村 茂君） 御着席ください。

起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

○副議長（中村 茂君） 日程第11、議案第10号、新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布等に伴う関係省令の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） それでは、議案第10号、新温泉町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び新温泉町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の49ページを御覧ください。一部改正条例の概要でございます。1、改正の趣旨は、提案理由にございます一部改正省令の公布と、3行目の真ん中辺りの各府省のアナログ規制の見直しにより、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、国の省令の改正の内容に従って所要の改正を行うものでございます。

2、改正する条例は、このたびの一部改正条例の題名にございます(1)と(2)の条例で、以下、(1)の条例は介護予防支援基準、(2)の条例は居宅介護支援基準と表示をしております。米印で記載の介護予防支援、居宅介護支援の説明は、簡単に説明しますと、介護予防支援は要支援者、居宅介護支援は要介護者を対象にしております、それぞれケアプランの作成や連絡調整がサービスの内容となっております。

3、主な改正内容は、(1)公正中立性の確保のための取組の見直しは、これまで義務化されていましたが、下の段落に記載の前六月間に作成した居宅サービス計画における、ここに記載の各サービスの利用割合等の利用者への説明について、上の2行目後半部分に戻っていただいて、利用者への説明等を居宅介護支援事業者の努力義務とするものでございます。(2)の指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングは、2行目真ん中辺り、一定の要件、状態の安定や他のサービス事業者との連携による情報収集などの要件でございます、を設けた上で、50ページを御覧ください。利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。(3)介護予防支援の円滑な実施は、米印に記載のとおり、令和6年4月から指定居宅介護支援事業者が町からの指定を受けて介護予防支援が実施できるようになることに伴う改正でございます。アは、人員に関する基準で、事業所ごとに1人以上の介護支援専門員を置かなければならないなどでございます。イは、町からの求めによる情報提供についてでございます。(4)介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直しは、指定居宅介護支援事業所ごとの介護支援専門員の人員の基準です。現行、利用者35人に1人であったものが、利用者44人に1人などに見直すものでございます。(5)書面掲示の規制の見直しは、事業所内での書面掲示を求めている運営規程等の概要の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものでございます。米印に記載のとおり、1年の経過措置がございます。(6)管理者の兼務範囲の明確化は、居宅介護支援事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他

の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。(7)身体的拘束等の適正化の推進は、利用者、または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないことと、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。(8)特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しは、新たな情報通信技術の導入に対応できるよう、磁気ディスクなどの特定の記録媒体の使用を定めているものを電磁的記録媒体に改めるものでございます。

4、施行期日等は、令和6年4月1日で、3の(5)書面掲示の規制の見直しは、令和7年4月1日から適用するものでございます。

34ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。先ほどの概要の主な改正内容に関係する条番号を記載していますので、詳細の説明は省略させていただきます。

このたびの条例改正は2条だけということになっております。第1条関係が介護予防支援基準の条例の新旧対照表で、40ページまででございます。

41ページを御覧ください。第2条関係が居宅介護支援基準の条例の新旧対照表で、48ページまででございます。

それでは、条例本文の附則を御覧ください。附則の第1項は、施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。第2項は、重要事項の掲示に係る経過措置で、概要で御説明したとおり、1年の経過措置について規定をしています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

○副議長（中村 茂君） ここで、答弁が保留となっておりました消防団公務災害補償の件であります。準備ができたようでありますので、答弁をお願いします。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほど条例可決いただきました補償金につきましては、町で支払いをした後に国の基金から補填があるということでございますし、その基金に対しては、町が保険料をお支払いしておるということで、その保険料については、地方

交付税で措置されるということでございます。この災害補償以外にも、それぞれ傷病、先ほど、ちょっと答弁の中でも申しましたが、傷病、それから、けが等の消防団員の共済制度がございますので、過去にはそういう共済制度で療養費等を補填したと例はございますけども、ただいま条例でお認めいただいた補償関係の事故は、合併後はない大きい事故でございますので、そういった後遺症等残る事故はないということでございます。

日程第 1 2 議案第 1 1 号

○副議長（中村 茂君） それでは、日程第 1 2、議案第 1 1 号、新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議題に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、肉用牛生産施設の増設に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 1 1 号、新温泉町肉用牛生産施設条例の一部改正について御説明をいたします。

説明の都合上、審議資料の 5 6 ページをお願いいたします。現在、丹土地区で進めております肉用牛生産施設第 3 団地の工事完成後の配置図をお示ししております。図面の左上のほう、牧場公園ビクターハウスがある方向となります。黄色い四角囲いが既存施設の第 1 団地、第 2 団地でございます。白の丸囲みが現在整備を進めている第 3 団地になります。牛舎棟が 2 棟、堆肥舎、トイレ棟を、それぞれ配置をしております。

現在の工事の進捗状況でございます。建築工事は、本年 1 月 1 9 日に工事完了いたしております。引き続き、外構工事はあさって、3 月 1 3 日に入札を予定をしております。外構工事につきましては、令和 6 年度に繰越しをして施工し、令和 6 年度末工期を予定をしております。供用開始につきましては 8 月以降となる予定ですが、可能な限り早い時期に供用開始できるよう利用予定者と調整しながら進めているところでございます。

5 2 ページをお願いいたします。条例の別表、新旧対照表となっております。左が現行、右が改正案でございます。第 6 条、使用料について、右側下線部でございますが、2 団地の下に第 3 団地の区分を追加いたしまして、各施設名とその内容、年額使用料を追加記載しております。

5 7 ページをお願いいたします。第 3 団地の年額使用料の算定根拠資料となっております。いずれも耐用年数は 2 0 年として計算をしております。第 2 団地については、牛舎 2 棟、堆肥舎、トイレ棟、外構工事の全てを使用料の算定根拠の対象事業費として 1 3 0 万円となっておりますが、第 3 団地も同様の計算をしましたところ、建設時の資材

高騰等の影響から、対象事業費が激増しているため、第2団地の使用料と大きく乖離をしまして230万円と高額になります。これについて、利用者の負担の抑制と団地間の公平性を考慮し、計画当初の事業費を使用料算定根拠の対象事業費として算定し、160万円としております。なお、利用料の計算につきましては、整備に要した事業費のうち、町の実質負担額を耐用年数で除し、建物の年間共済分担金相当額を加えて計算をしております。

53ページからは規則の改正となります。

54ページが使用許可申請書で、施設名に第3団地を加えます。

55ページに記載のとおり、様式3号の使用料免除申請書は、新温泉町申請書等の押印の省略に関する規則により、丸印の印を削除して改正をしております。

条例本文に戻っていただきまして、この条例は規則で定める日から施行するとしております。

審議資料の53ページにその附則をつけており、現在、6月末の完成を目標に工事を進めていきますが、完成が近づいた時点で施行期日を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 使用料の関係の中で、物価高騰によって、今回、本来であれば230万円ぐらいのものを160万円ということでされると。今回について、それはそれでいいのかもしれないんですけど、今後、同様なことが、さらに増設していくと起こってくると思うんですね。そうすると、均衡がさらに取れなくなってくる、そういったものについて、どんな想定をされてるかどうかお聞きしたいと思います。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 現在のところ、次の団地の計画というのは具体的にございませんが、今後、そういった計画が必要となった場合、新しく整備したアパート牛舎の事業費が、その時点での事業費がどのような金額となるかというのもございます。社会情勢、また、団地間の公平性を考慮しまして、その時点で判断したいというふうに考えております。

○副議長（中村 茂君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） すみません、この57ページの使用料のことでお聞きしたいんですけども、いわゆる使用料の算定根拠っていいですか、前は、大抵は町の債務を最終的には全て完済をするっていう形にはなってなかったんでしょうか。基本はどうなんでしょうか。その都度、何か、先ほどの答弁を聞いたとったら、そのとき、何か高くなればまた考えとか、そういう話ですけども、実際のところって、そういう基本的な原則がないんでしょうか。ちょっとその点あれば教えてください。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 債務の返済ということ。

○議員（14番 中井 次郎君） えっ。

○農林水産課長（原 憲一君） 債務の返済ということでございましょうか。

○議員（14番 中井 次郎君） そう、そう、そう。

○農林水産課長（原 憲一君） 耐用年数消化の時点で、債務の返済は全て……。

○議員（14番 中井 次郎君） ちょっとマイクをきちっと使って。

○農林水産課長（原 憲一君） 耐用年数が全て消化されるまでに債務の返済は行われるというふうに認識はしております。

○副議長（中村 茂君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 今回、使用料230万円のところを、年間で160万円にしたわけですね。そしたら、どっかでつじつまが合わんようになってくる、金額的なものがね。この中で、例えば、町の負担分っていうのが増えるのか、そういう形にはならないんですか。あくまで、使用者に負担増を求めるのではなくて、町が負担増を、その分を肩代わりしましょうか、そういう関係なんでしょうか。どういう考え方の下にこういう家賃を、算定している根拠は分かるんですよ。けども、例えば、債務の部分について、町としてはこれさえきちっと負担をしてもらったらそれでいいんですという考え方なのか。じゃあ、あれですって言って、先ほどの議論を聞いてたら、その都度その都度で考えればいいというような感じなのか。そこら辺のところを、こういった牛舎っていうのは結構大きな工事費が必要なんですし、町の負担もあるわけですね。どんな考え方をしてはるのかなというのをちょっと教えていただけたらと。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回、対象事業費を実質の事業費ではなく当初事業費ということで設定をしております。当然、その差額がございますので、実質、受益者に対して本来負担していただくべき部分との差額というのは、町が負担するということになります。その辺りは、団地間の公平性なり、受益者に対する必要以上の負担が膨らむことを回避したといった、それを優先したという結果でございます。

○議員（14番 中井 次郎君） 分かりました。

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 2 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 1 3、議案第 1 2 号、新温泉町漁港管理条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の公布による漁港漁場整備法の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 1 2 号、新温泉町漁港管理条例の一部改正について御説明をいたします。

本条例は、町が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めるものであり、このたび、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律により、漁港漁場整備法の題名が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。なお、漁港漁場整備法とは、漁港の整備と維持管理、漁場の改善と保全、漁村の振興を目的とした法律で、2002年の改正により環境の調和や地方分権が重視された内容となっております。また、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律により、漁港漁場整備法の題名を改正し、漁港施設等の有効活用を図る事業として漁港施設等活用事業を位置づけ、これを計画的に促進するための制度を創設する改正が行われることとなっております。

説明の都合上、審議資料の 58 ページの新旧対照表をお願いいたします。左が現行、右が改正案でございます。下線部、「漁港漁場整備法」が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正となります。なお、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行しております。また、条例の一部改正に伴い、新温泉町漁港管理条例施行規則についても、引用条文の箇所の題名が変わるため、所要の改正を行います。

次に、審議資料の 59 ページをお願いいたします。新温泉町漁港管理条例の一部改正に伴う新温泉町漁港管理条例施行規則の一部改正について御説明をいたします。

本規則は、新温泉町漁港管理条例第 15 条の規定に基づき条例の実施に関し必要な事項を定めるもので、このたび、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律により、漁港漁場整備法の題名の改正に伴い引用条文の箇所が変わるため、所要の改正を行うものです。

60 ページの新旧対照表をお願いします。左が現行でございます。右が改正案です。下線部の第 3 条中、「漁港漁場整備法施行規則」が「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に、「第 8 条」が「第 17 条」に改正となります。なお、この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 3 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 1 4、議案第 1 3 号、新温泉町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） それでは、議案第 1 3 号、新温泉町営住宅条例の一部改正について説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料の 6 1 ページをお開きください。このたびの改正内容は、議案の提案理由の記載のとおり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正前の同法律では、接近禁止命令と退去命令が同法の第 1 0 条第 1 項に規定をされていましたが、接近禁止命令の要件等の改正に伴い、改正後は第 1 0 条第 1 項と第 1 0 条の 2 に分けて規定をされることになりました。これに伴い、第 1 0 条第 1 項を引用している箇所を第 1 0 条第 1 項または第 1 0 条の 2 に改正するものでございます。

審議資料の新温泉町営住宅条例の新旧対照表を御覧願います。左が現行、右が改正案でございます。第 6 条、入居者の資格要件に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律を引用しておりますので、第 2 項第 8 号、イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に、「又は第 1 0 条の 2」を加え、括弧内の「第 2 8 条の 2 において」の次に「これらの規定を」を加えます。

議案の条例本文にお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号

○副議長（中村 茂君） 日程第15、議案第14号、新温泉町水道事業の設置等に関する条例及び新温泉町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、上下水道課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 谷岡上下水道課長。

○上下水道課長（谷岡 文彦君） 議案第14号、新温泉町水道事業の設置等に関する条例及び新温泉町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

説明の都合上、審議資料の62ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。上が水道事業の設置等に関する条例です。左側、第6条中、下線部ですが「第243条の2第4項」を右側「243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

下の表が下水道事業の設置等に関する条例で、これも同じく第5条の「243条の2第8項」を右側「243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

条例本文にお戻りください。ただいま説明をいたしました地方自治法の改正に伴う条ずれについてそれぞれ改正をするものでございます。附則で、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 15 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 16、議案第 15 号、新温泉町有線情報放送施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、ケーブルテレビジョン整備事業に伴い、民間事業者へ移行する加入者の使用料について、民間事業者の使用料の算定方法と整合を図るため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、温泉総合支所長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 西澤温泉総合支所長。

○温泉総合支所長（西澤 要君） それでは、議案第 15 号、新温泉町有線情報放送施設条例の一部改正について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料 64 ページの一部改正の概要を御覧いただきたいと思います。1 の改正の理由ですが、ケーブルテレビジョン整備事業において、民間事業者が提供するテレビ放送などのサービスに月の途中で加入する場合の使用料の算定方法は、日割り計算となります。一方で、ケーブルテレビジョン使用料は月額となっているため、移行する月において使用料の重複期間が生じないようにするために改正するものでございます。

2 の改正の内容ですが、現行の使用料は、1 か月当たり 1,200 円で規定しており、月の途中で脱退した場合においても 1 か月分の使用料を納付する必要があります。改正案では、ケーブルテレビジョン整備事業により、脱退する加入者に限り、月の途中で脱退した場合の使用料を日割り計算にしようとするものです。ページ下側の改正のイメージ図を御覧願います。現行のイメージ図の右半分を民間移行後の使用期間として表示しておりますが、この期間において民間事業者の使用料とケーブルテレビ使用料が重複いたしますので、その下の改正案イメージ図のとおり、ケーブルテレビ使用料を日割り計

算とすることで重複期間を除こうとするものです。

審議資料１ページ戻っていただきまして、６３ページを御覧いただきたいと思います。条例の新旧対照表でございます。左が現行、右が改正案となります。改正案についてですが、使用料の納付について規定した第１０条の次に下線をつけて表示してますとおり、第１０条の２として、整備事業による使用料の特例条項を加えるものでございます。第１項では、ケーブルテレビジョン整備事業により、脱退する場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算によるものとし、１円未満の端数が生じたときは端数を切り捨てるものとし、第２項では、第１項の日割り計算と端数処理の規定を端末型接続サービス使用料及び宅内機器使用料について準用することとしております。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧願います。附則、この条例は令和６年７月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１７ 議案第１６号

○副議長（中村 茂君） 日程第１７、議案第１６号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例及び新温泉町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、公立浜坂病院事務長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） それでは、議案第１６号、新温泉町病院事業の設置

等に関する条例及び新温泉町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案理由は、町長の申し上げたとおり、地方自治法の一部を改正する法律の公布による条ずれができましたので、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料 65 ページを御覧ください。左が現行、右側が改正案でございます。地方自治法第 243 条の 2 が第 243 条の 2 の 8 に条ずれしたことから、1 点目として、病院事業の設置等に関する条例第 8 条、それから介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第 10 条に掲げる議会の同意を要する賠償責任の免除の規定中「第 243 条の 2 第 8 項」を、いずれも「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 18、議案第 17 号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題いたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、こども教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 吉田こども教育課長。

○こども教育課長（吉田 博和君） それでは、議案第 17 号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料 67 ページを御覧ください。提案理由につきましては、今町長が申しあげましたとおりでございます。

改正内容の概要につきましては、改正点 2 点ございます。1 点目は、条例第 5 条第 2 項第 2 号に規定する磁気ディスク及び C D - R O M 等の使用による記録の交付を定めた規定について、技術中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない電磁的記録媒体に改めるものでございます。2 点目でございます。条例第 23 条に規定しております重要事項の掲示に関し、施設での掲示に加えまして、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して、広く公衆の閲覧に供することを求めるものでございます。ここでいう自動公衆送信の利用といいますのは、現時点では、ホームページを想定をしております。

次に、改正による影響でございます。1 点目の第 5 条の改正に関しましては、文言の適正化を図るものでございますので、影響はございません。2 点目の第 23 条の改正に関しましては、これまで行っております園での掲示や入園説明会での資料配付に加えまして、インターネット上でも公開をしまして、利用申込者等が広く閲覧できるようにする必要が発生してまいります。

審議資料 66 ページには新旧対照表をおつけしておりますが、改正部分につきましてはアンダーラインを引いております。内容につきましては、今説明を申し上げたとおりでございます。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 18 号

○副議長（中村 茂君） 続いて、日程第 19、議案第 18 号、新温泉町文化財保護条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、文化財保護法及び兵庫県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、新温泉町の区域内に存するもののうち重要なものについてその保存及び活用を図るため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） それでは、議案第 18 号、新温泉町文化財保護条例の一部改正について御説明をいたします。

令和 5 年 12 月 15 日、文化庁により新温泉町文化財保護保存活用地域計画が認定されました。本提案は、このたびの地域計画の文化庁認定を受け、本条例をはじめ関係する規則の一部改正、要綱の新規制定を行い、内容充実を図るものであります。

説明の都合上、審議資料 87 ページ、新温泉町文化財保護条例の一部改正について（概要）を御覧ください。主な改正内容としまして、条文に登録文化財の規定を加えることといたします。現在の条例では、指定文化財についてのみ規定されており、このたび指定文化財にならないまでも、地域関係者による総意で保存活用していくべき文化財を登録文化財として登録可能とするものです。また、関係する条の条ずれの移行修正を行います。登録につきましては、条例第 15 条に定めております。また、登録文化財の抹消、報告につきましては、条例第 16 条に定めております。

補助金の交付につきましては、条例第 17 条に定め、指定文化財と同様に、登録文化財の管理または修理等について多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合、または、その他特別の事情があるときには、所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができることを規定しています。こちらは、改正前の条例第 11 条の規定を移行するものです。

納付金の納付につきましては、条例第 18 条に定め、指定文化財と同様に登録文化財の補助金の交付を受けた所有者等が、有償または無償で町の区域外の他人に登録文化財の所有権を移したとき及び譲渡したとき、並びに所有者等の過失により登録文化財を滅失し、または著しくその価値を減じたときは、受けた補助金の全部または一部を納付金として町に納付しなければならないことを規定しています。こちらにつきましては、改正前の条例第 15 条の規定を移行するものです。

それでは、議案第 18 号の条例本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものと規定しております。

なお、条例改正に関連する内容としまして、条例の一部改正、要綱の新規制定等について、審議資料に資料添付をしていますので、そちらについても説明をさせていただきます。

まず、最初に、新温泉町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について説明をいたします。本規則につきましても、条例の改正に基づきまして、条例の施行に関し必要な事項を定めるために改正を行うものです。具体的には、条例施行規則第8条で、条例17条に規定する補助金の額を記載することとしています。指定文化財は、現行どおり、要する経費の2分の1、登録文化財は、要する経費の3分の1ということで規定をします。また、第12条、第13条で、それぞれ申請書様式、報告書様式を定めるものとしておりまして、審議資料74ページ、75ページのとおりと、様式第14号、第15号として新規に加えることとしております。

こちらの施行規則につきましても、令和6年4月1日としております。

次に、新温泉町教育委員会事務局組織規則の一部改正の内容を説明をします。審議資料81ページから83ページを御覧ください。改正理由、内容としましては、地域計画では、庁舎内におきましては、生涯教育課を中心に文化財を生かしたまちづくりに関する庁内連携体制整備を図ることが明記をされております。年々増大し多様化する文化財関係業務に対応するため、生涯教育課に文化財室を新設し、文化財室長を配置の上、現在、社会教育係、温泉公民館の一部で行っております文化財に関する業務を文化財室に一本化をし、体制強化を図ります。文化財室の所掌事務につきましても、審議資料81ページに記載のとおりととなります。施行期日は、令和6年4月1日としております。

次に、新温泉町文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定内容を説明します。審議資料84ページと85ページを御覧ください。制定理由としまして、文化庁の認定を受けた計画を適切に進捗管理をして計画を遂行していくために設置するものであります。第3条について、組織について規定をしております。委員の数は10人以内、学識経験者、商工、観光、まちづくり団体、文化財保存団体等の関係者、教育長が特に必要と認める者を組織すると定めています。第4条に委員の任期、第5条に会長、副会長の設置、第6条に会議等を規定しています。

施行期日は令和6年4月1日とします。

最後に、新温泉町文化財保護協力員設置要綱の制定内容の説明をします。審議資料86ページを御覧ください。こちら地域計画をしっかりと遂行していくというところが主な理由でございます。第2条に文化財保存協力員の職務を定め、第3条に委嘱人数を規定しています。15人以内としています。15人は、旧小学校区単位を基本として、範囲の広い校区は複数名配置を予定します。第4条に選出の基準、第5条に協力員の任期を規定をし、任期は2年としています。また、第6条で、報償として予算の範囲内に定める額とするということを定めています。

こちら、施行期日は令和6年4月1日としています。

それでは、議案第18号、新温泉町文化財保護条例の一部改正について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 審議資料に基づいて4点ほどお尋ねします。まず1点目ですが、資料の71ページですが、補助金の交付ということで、多額の経費を要し、下線部ですね、所有者等がその負担に堪えない場合云々ということで補助金を交付することができるということですが、この多額という表現ですが、大体どのくらいのものを見ているのか、もし、その辺が分かれば。

それと、もともと、これ多分、指定文化財もそういうことになっているわけですけど、その多額の金額に対する、補助率はここに明示してあるように違うんですが、管理、修理、それに対する総額経費の差異というものがあるのか、その辺りをちょっとお尋ねします。

それから、82ページ、組織についてですが、文化財室をつくるということですが、この人員体制のことについてですけど、生涯教育課自体が増員みたいな形になるのでしょうか。

それから、先ほどの御説明で、温泉公民館にそういったことで従事されている方を文化財室にということですが、これは、人そのものを温泉総合支所といいますか、公民館から異動をさせるということなのか、それとも、組織上として文化財室に所属はしていますが、主な仕事をする場所は現状どおりという意味なのでしょうか、お尋ねします。

それから、3点目ですが、84ページ、新温泉町文化財保存活用地域計画協議会のメンバーについてですが、第3条に学識経験者とありますが、これは町内の学識経験者を想定されているのか、あるいは、どこかの大学の先生とか、そういった町外の方を想定されているのかお尋ねします。

それから、4点目、86ページ、新温泉町文化財保護協力員、これ15名以内と。旧の、今の小学校区じゃなしに旧の小学校区という、たしか説明だったと思うんですが、そうしますと、浜坂地域が8名で、温泉地域が6名で、合計14名で、広いところが複数名ということで、プラス1名で15名という形なのでしょうか。

それから、その方々の報償費というのは、これは何か、その文化財関係で何か、国からそういった財源補助みたいなものがあるということでしょうか。

以上の4点お尋ねします。

○副議長（中村 茂君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 4点ありましたので、順を追って説明をさせていただきます。

まず、71ページのことですね。補助金の交付、多額というところのどう捉えるかと

いう質問だったと思いますが、こちら、従来の文化財保護条例もこの記載をしております。議員おっしゃられたとおり、こちらに登録文化財というものを加えるということになります。今の状況でいうと、今後、地域のほうに入りまして、登録文化財、指定文化財のところの区分けであったり、どのような管理団体がどのような形で管理をしているかもしっかり把握をしていきたいと思っています。その中で、じゃあ、その団体管理をしている団体の予算がどれくらいなのかということも大きく関係してくると思いますし、それによって町の補助金がどれくらい出せるのかっていうことが、それは当該年度の補助金の中で、予算要求の中で決まってくることかというふうに思っています。なので、現段階からこの多額というのは、もう詳しいことはなかなか申し上げられないと思いますが、そこはしっかりコミュニケーション図りながらやっていかないとはいけません。

また、経費総額についても同じような形ですが、やはり、予算、この一般会計というのは、当然ながら、この年度年度で決まっていくものと考えていますので、その都度の判断になろうかと思っています。

それから、82ページ、文化財室のところで御質問をいただきました。人事配置につきましては、これは町長、総務課の判断になろうかと思っています。私どものところかというと、事務分掌につきまして、今、先ほど説明をしましたとおり、文化財というものの分量がすごく上がっております。社会教育係だけでは到底処理できない、処理し切れない状況になっている状況があります。その関係上、やはりどうしても、それは正規職員ということではなくて、文化財専門員という形で配置をしていただきたいと。それは、計画の中にも明記してありますので、それは当局のほうに伝えていただいているところで

す。

また、事務分掌の中で、温泉公民館の職員が、今、温泉地域の一部の事務を持っています。あくまで、これは組織上として、人事配置については、多分、恐らく今の現状のままというふうに思っておりますけども、組織上として、やはり、文化財室という室長が管理をしていくことが必要だろうと思っています。今の事務分掌のところを、じゃあ、係長級がしっかり管理できているかっていうと、なかなか、そこが決裁上うまく機能していなかったという、やはり反省もありますので、文化財というものの保存活用をしっかりとっていくという中で、しっかり文化財室長が捉える、また、週に1回程度はやはり文化財室に来てミーティングをするというふうなことも必要なんだろうというふうに思っています。

それから、84ページであります。第3条の学識経験者、こちらにつきましては、やはり町外、専門的分野の方になりますので、町外の方で専門的分野の方を招聘したいと思っています。

最後、86ページのところ、文化財保護協力員のところ、第3条の協力員15人以内の中の御質疑がありました。説明しましたとおり、こちら、旧小学校区を基本として、

大きいところっていうのは浜坂北小学校、旧の浜坂小学校区ということで、そこを2名体制にできればというふうに考えております。

また、報償費等の補助等が国や県からの補助がどうなのかということもありますが、こちらについても、文化財室ができると同時に、そういった資料研究、また、国庫補助の研究もしっかりしていく必要が出てくると思います。現状、今のそういったところまで事務的には及んでおりませんので、そういったことも含めて、文化財室でしっかり地域と共に話し合いをしながら、地域に出向く行政として地域に入って、文化財の数がもうとても多い、認定指定だけでも113件ありますし、未指定であると2,774件という膨大な量があります。今後、この膨大な量の文化財を守るべきもの、そして、デジタル保存していくものという形にしていけないともう守り切れないというふうには思っておりますので、そういったことも踏まえて、しっかり文化財室で組織として対応していきたいと思っております。以上です。

○副議長（中村 茂君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 2つ目の文化財室の設置で、今の、そうしますと、課長の説明で、今度、危機管理室というものも設置されるわけですが、温泉支所の防災担当の方は危機管理室に所属すると、しかしながら、職場は温泉支所という形。それと同様な形を取るということでしょうか。

それから、あとは、文化財保護協力員の方、これは、令和6年度からこれが始まるんでしょうから、6年度中にこの15名の方を委嘱されて活動するということになると思いますが、大体、いつ頃までに協力員体制が立てられるのかお尋ねします。

○副議長（中村 茂君） 今の質問で、危機管理室の件については、総務課で答弁……。

○議員（6番 森田 善幸君） いやいや、それは、ただ例であって。そういう形でされるのかということ。

○副議長（中村 茂君） 分かりました。

西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 文化財室のところかというと、例えば、温泉公民館に職員が配置されたとすると、当然、文化財室の職員の一人としてカウントさせていただいて、事務を行っていただきたいと思っています。

また、先ほどありました文化財保護協力員のところですけども、令和6年4月1日にこの要綱が可決していただいてスタートしますので、こちらについては、6月までには人選をしてしっかり進めていきたいと思っております。以上です。

○副議長（中村 茂君） 質疑を終了し、討論に入りますが、よろしいですか。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 40 号

○副議長（中村 茂君） 続いて、日程第 20、議案第 40 号、新温泉町税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものがあります。

内容につきまして、税務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 山本税務課長。

○税務課長（山本 幸治君） それでは、議案第 40 号、新温泉町税条例の一部改正について御説明いたします。

まず、この税条例の一部改正を追加議案として上程させていただくこととなった経緯を御説明いたします。この条例の一部改正は、提案理由で申したとおり、地方税法の一部改正に基づきますが、この地方税法の改正は、本年 2 月 21 日に公布され、同日に施行となりました。その改正内容が、現在行っております町民税の申告期間中の条例の改正、施行が必要と判断いたしましたので、追加議案として審議をお願いするに至ったところです。

それでは、説明の都合上、追加の審議資料 116 ページの概要を御覧願います。この概要は、総務省が作成したものとなっておりますが、何か所か読ませていただきます。まず、上の部分ですが、本年 1 月の能登半島地震により甚大な被害が生じており、かつ、発災日が 1 月 1 日と、令和 5 年分所得税、この場合でしたら、町民税では令和 6 年度個人住民税となりますが、その課税期間に極めて近接していることから、臨時・異例の対応として、令和 6 年度個人住民税について特別な措置を講ずるとございます。

その措置が、下にございます雑損控除の特例となります。ここでの雑損控除ですが、災害などによって住宅や家財などに被害を受けた場合に、その被害額を申告することによって翌年度の住民税を軽減することができるとするものです。今回の地震が令和 6 年 1 月 1 日ですので、通常であれば、来年の 2 月から始まる申告期間に申し出る形となりますが、それですと再来年の令和 7 年分の個人住民税への反映という形が通常となります。ただし、今回に当たっては納税義務者がこの特例を選択し、現在行われております申告期間に雑損控除として申し出た場合は、来年度の令和 6 年分の個人住民税に反映することが可能となります。すなわち、1 年前倒しでの個人住民税の軽減を受けることが

できる選択という特例となります。なお、国税であるところの所得税についても同様の措置が取られております。以上が概要となります。

続いて、審議資料の 114 ページからの新旧対照表を御覧願います。今回の改正の条文の立てつけですが、附則の第 5 条の次に、今回の特例の条文である第 5 条の 2 を新たに加えます。続く第 6 条ですが、条文中に地方税法の附則を参照しておりまして、このたびの地方税法の改正で参照しておりました条文が条ずれを起こし条番号が変わっておりますので、税条例でもそれに合わせるものとなっております。

それでは、議案に戻っていただきまして、条例の附則をお願いいたします。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上が税条例の一部改正についての説明となります。どうかよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩を行います。開始は午後 1 時から。

午前 11 時 54 分休憩

午後 0 時 58 分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、おそろいですので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 21 議案第 19 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 21、議案第 19 号、新温泉町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、過疎対策事業推進のため、新温泉町過疎地域持続的発展計画を変更し、総合的かつ計画的に過疎対策を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定により、議会の議決をお願い

するものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それでは、議案第 19 号、新温泉町過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、過疎対策事業を実施をするために新温泉町過疎地域持続的発展計画を変更する必要性が生じたので、計画変更について議会の議決をお願いをするものでございます。

右のページに、過疎地域持続的発展計画（変更）の表をつけております。左が変更前、右が変更後です。新規の事業としまして、用排水路整備事業を計画をしております。財源に過疎債を予定をしているため、計画に加えるものでございます。右側の変更後の事業名欄、(1)基盤整備農業の事業に、新たに下線部分の「用排水路整備事業（負担金）」を加えます。この事業の主体は、兵庫県が行います。

事業説明の都合上、審議資料の 88 ページをお開きいただきたいと思います。新温泉町過疎地域持続的発展計画変更理由書をつけております。変更の理由としまして、安定的な営農のため、用排水路を整備し、用水路の漏水、排水路への耕土の吸い出しによる畦畔の沈下や流出を防止いたします。この事業につきましては、農林水産課が主管課となります。

89 ページに位置図、また、90 ページに事業の概略図をつけております。場所につきましては、新温泉町対田地区内のほ場となります。

90 ページの事業の概略図につきまして、記載をしております線の水路を整備をする事業であります。青線が排水路、赤線が用水路でございます。総事業費としまして 4 億円を見込んでおりまして、負担割合につきましては、国が 55 %、県が 30 %、町が 12 %、地元が 3 %という配分でございます。町の負担額につきましては、4,800 万円を見込んでおります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決さ

れました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 2 分休憩

午後 1 時 4 4 分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 2 2 議案第 2 0 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 2 2、議案第 2 0 号、辺地に係る総合整備計画の変更について（海上）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町道海上第一村中線道路改良事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町海上辺地総合整備計画を変更するため、議会の議決をお願いするものがあります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） では、議案第 2 0 号、辺地に係る総合整備計画の変更について説明をさせていただきます。

提案理由は、町道海上第一村中線道路改良事業について、計画に変更が生じたので、新温泉町海上辺地総合整備計画の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料の 9 1 ページの辺地総合整備計画変更に係る理由書を御覧をいただきたいと思っております。辺地名は、海上辺地でございます。この計画は、令和 5 年 3 月の議会において議決をいただいたものでございます。計画の内容としまして、海上集落は山間部の中腹にあり、平地が少なく幅員の狭い道路があり、緊急車両の通行に支障を来しております。緊急車両等が通れる幅員を確保し、安心・安全なまちづくりと住民生活の利便性等の向上を図るために町道の拡幅工事をするものでございます。

計画の変更理由としましては、起業地に係る物件移転工法の見直しなどをしたことにより、事業年度の延長と事業費の増をお願いするものです。当初は補償建物を敷地外に建て替える予定としておりましたが、調査により現在地での建て替えも可能と分かったため、調査業務の増と補償費や追加工事に係る増額の見込みとなりました。事業年度を令和 5 年度の 1 年度から令和 6 年度までの 2 年間に延長し、事業費も 4,550 万円から 8,050 万円に変更をいたします。

9 2 ページには、事業計画の位置図、また、9 3 ページには位置図をつけております

ので、こちらにつきましては、御清覧をお願いいたします。

議案に戻っていただきまして、総合整備計画を御覧ください。１、辺地の概況として、(1)辺地を構成する字の名称は新温泉町海上。(2)地域の中心の位置は新温泉町海上字村中１１８９番地。(3)辺地度点数は１３４点です。

２の公共的施設の整備を必要とする事情は、先ほどの理由書と同じ内容でございます。

３、公共的施設の整備計画は、(1)変更前では、事業期間は令和５年度から令和５年度までの１年間。事業費は４,５５０万円。財源内訳として、一般財源が４,５５０万円、このうち、辺地対策事業債の予定額を４,５５０万円としていたものを、(2)変更後では、事業期間を令和５年度から令和６年度まで２年間とし、事業費を８,０５０万円に増額。財源内訳として、一般財源が８,０５０万円。辺地対策事業債の予定額も８,０５０万円に変更をするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２３ 議案第２１号

○副議長（中村 茂君） 日程第２３、議案第２１号、辺地に係る総合整備計画の変更について（三尾）を議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、林道三尾御崎線道路改良事業を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新温泉町三尾辺地総合整備計画を変更するため、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 議案第２１号、辺地に係る総合整備計画の変更について説明をさせていただきます。

提案理由は、林道三尾御崎線道路改良工事について、計画の変更をする必要が生じたので、新温泉町三尾辺地総合整備計画の変更について議会の議決をお願いをするものでございます。

説明の都合上、審議資料の 94 ページの計画変更に係る理由書を御覧をいただきたいと思えます。辺地名は三尾辺地です。この計画は、令和 5 年 6 月の議会で議決をいただいたものでございます。この計画の内容としましては、林道三尾御崎線の法面が風化により落石が発生するなど、不安定な状況となっていることから、現在通行止めの措置を行っております。改良工事を行い、安全で円滑な通行を確保するものでございます。事業の主管課は農林水産課となります。

計画の変更理由としましては、落石防護網の規格変更により事業費が増となったものでございます。当初は、ポケット式落石防護網ということで設計をしておりましたが、設計業務委託で工法の検討を行った結果、約 2 トン相当の大規模な落石にも対応できる高エネルギー吸収型の落石防護網への変更が必要となったため、事業費を 1 億円から 1 億 4,530 万円に増額をいたします。

95 ページには事業計画位置図、また、96 ページには位置図をつけておりますので、御清覧をお願いいたします。

議案に戻っていただきまして、総合整備計画を御覧ください。1、辺地の概況としまして、(1)辺地を構成する字の名称は新温泉町三尾。(2)地域の中心の位置は新温泉町三尾字元屋敷 193 番地。(3)辺地度点数は 101 点であります。

2 の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、先ほどの理由と同様でございます。

3、公共的施設の整備計画としまして、(1)の変更前では、事業期間は令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 年間、事業費は 1 億円、財源内訳としまして、一般財源が 1 億円、このうち、辺地対策事業債の予定額も 1 億円といたしておりましたところ、めくっていただきまして、(2)の変更後でございます。事業期間の変更についてはございません。事業費を 1 億 4,530 万円に増額。財源内訳としまして、特定財源が 1,530 万円、これは国の交付金と県の補助金でございます。一般財源は 1 億 3,000 万円で、辺地対策事業債の予定額も、同額の 1 億 3,000 万円に変更するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 2 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 2 4、議案第 2 2 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、ペット休憩施設ワンニャン夢ハウスの指定管理者にペットクラブ J O Y を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、説明の都合上、審議資料の 9 7 ページをお願いいたします。公の施設に係る指定管理者の候補者の選定案でございます。公の施設の名称はペット休憩施設ワンニャン夢ハウス。指定管理者の候補者名はペットクラブ J O Y、代表岡本芙美。指定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 3 年間。選定理由は、愛犬飼育管理士の専門技術者がいて適切に対応できること。公認トリマー・公認ハンドラーの資格を有する者がおり、利用者の拡大が可能であること。また、これまでの安定した実績を評価しております。

9 9 ページ以降に基本協定書をつけております。ポイントのみ御説明をさせていただきます。まず、1 0 2 ページ、第 6 条、管理物件でございます。本業務の対象となる物件につきましては、別紙 2 の内容のとおりということで、別紙 2 は 1 1 1 ページについております。ペット休憩施設ワンニャン夢ハウスと敷地内の外構及び植栽でございます。備品等につきましては、指定管理者で準備をいただいております。

また、第 7 条、指定期間でございます。先ほど申しました 3 年間となります。なお、本業務に係る会計年度は 4 月から 3 月としております。

続きまして、1 0 3 ページをお願いいたします。ペット関係施設ということで、第 1 1 条、本業務の実施及び遵守事項ということで、ペットに関わる特殊性を鑑み、第 1 1 条の第 2 項におきまして、本施設がペット専用施設であることを認識するとともに、動物の愛護及び管理に関する法律及び兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく適切な管理運営を行っていただくことというのが、この協定の特徴的なところでございます。

続きまして、1 0 4 ページでございます。第 1 3 条、管理物件の改修等でございます。管理物件の改修、改造、増築、移設につきましては町。2 項におきましては、管理物件

の修繕につきましては、町と指定管理者の協議により決定をすることとしております。
また、第16条、乙による備品等の購入等ということで、乙は乙の任意により備品等を
購入、または調達し、本業務実施のために供することができるものとしております。

続きまして、105ページでございます。利用料金の決定、第22条でございます。
利用料金につきましては、指定管理者が条例に規定する利用料金の範囲内において定め
るものとしております。

それから、106ページでございます。第25条の保険でございますが、町では火災
保険、指定管理者で施設賠償責任保険に入っていただくというふうにしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） このワンニャンハウスにつきましては、設立当初から大
変気にはなっております、いろいろ資料を見させていただいたりしているところもあ
ります。本日の選定理由の中で、これまでの安定した実績を評価したとありますから、
どのように安定されたのかな、よかったなと思う反面、少し疑問を思いますので、その
実績の報告をお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 利用状況としての実績でございますが、平成30年度
から申しますと、金額で申します。トリミングの実績が134万4,650円、ホテルが
42万9,100円、露天風呂が3万2,500円となっております。令和元年度は、トリ
ミングが159万6,340円、露天風呂が8,900円。令和2年度、トリミングが12
2万7,340円、ホテルが1万9,800円、露天風呂が1万800円。令和3年度が、
トリミングが116万7,370円、ホテルが2万9,800円、露天風呂が2,500円。
令和4年度は、トリミングが184万9,910円、ホテルが1万5,500円、露天風呂
が6,300円となっております。なお、なかなか利用が少ない施設の中で安定して常時
ペットを扱える方が常駐いただけるということで、町の施設としまして継続して安定し
てこのサービスが提供できるという状況でございます。ホテルと露天風呂だけでは、な
かなか人の常駐ということが難しいところですが、トリミングが可能な事業者がこ
ちらに入っていただくということで、安定してサービスの提供ができていたというふうな
ところを評価して記載をさせていただきました。

○副議長（中村 茂君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 安定した経営ができていて結構だと思います。

委員会資料の中の65ページに予算案が出てますね。利用収入30万8,000円、人
件費が10万8,000円、これは、そのトリミングのいう部分を載せてない部分のこと
なんでしょうか。どうしてトリミングの部分のことを載せないんでしょうか。というこ

とは、協定にある部分にはトリミングは含まれてないということになってしまうのかな
と試してみたりいたしますけれども、その辺の整合性を説明してください。

○副議長（中村 茂君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） トリミングにつきましては自主事業ということで、この指定管理に関する業務の外にございます。ですので、委員会資料の令和6年度の収支予算書につきましては、トリミングは記載しておりません。

○副議長（中村 茂君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） そうすれば、協定書の中に指定管理の部分より、ほかの事業をしてもいいということに、自主的にしてもいいということになってますか。その確認をお願いします。

○副議長（中村 茂君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 協定には特にうたっておりませんが、指定管理施設全般におきまして、自主事業というのは、本業の支障にならない限りは認められておるというふうに認識しております。

○副議長（中村 茂君） ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○副議長（中村 茂君） なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を行います。14時15分開始、お願いします。

午後2時02分休憩

午後2時16分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第25 議案第23号

○副議長（中村 茂君） 日程第25、議案第23号、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和5年度新温泉町一般会計予算に補正

の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。

質疑はありませんか。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 2 点ほどお伺いします。まず、ワクチンのことなんですが、3 ページに衛生費国庫負担金 2,263 万 8,000 円の減、4 ページ、衛生費国庫補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金 884 万 9,000 円の減、今度、歳出のほうで、予防費でいろいろ減額がいろんな節にわたって書いてありますが、この両方の減額、歳入歳出の減額、これはイコールということで、町の一般財源にかかることはなかったかどうかということと、それから、結局は、決算見込みということなんで、接種見込み数と実際が異なった、少なかったということになると思うんですが、大体どれぐらいの差異があったのか、何人ぐらいというような形でちょっと御答弁お願いしたいと思います。

それから、32 ページの文化財保護費の 7 節報償費ほかの減が、地域おこし協力隊の未採用ということですけど、採用募集されてからなかなか難しいようなんですが、現状の問合せ等があったのか、また、これ、来年も多分、採用されると思うんですが、そういったときに、何ていうか、応募しやすいような工夫といいますか、PR といいますか、そういったものを考えておられるんならお願いします。以上、2 点です。

○副議長（中村 茂君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） ワクチン接種に係る補正についてでございます。このワクチン接種につきましては、全額国庫で措置されるというものですので、一般財源で負担しているっていうものはないということでございます。

それと、今回の補正につきましては、集団接種分の補正でございます。減額をしている件数の見込みで、4,900 件分の減ということを集団接種で見込んでおります。集団接種につきましては実績が確定をしております、全体で、今年度、春開始接種と秋開始接種があったわけでございますけども、集団接種で接種していただいた方の数は 4,682 人ということでございます。以上です。

○副議長（中村 茂君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 一般会計補正予算書（第 9 号）の 32 ページ、5 目文化財保護費のところの御質問だったと思います。総額で 470 万円の減ということで、こちらは全て地域おこし協力隊未採用のところの予算になります。現状認識、現状確認ということでありまして。この間、2 名の方をメール等、それから、オンラインで面接をしました。1 名の方は希望にかなわなかったわけですけども、その 1 名の方と現状今、

連絡調整もまだしております。ただし、今現在の段階で、ほかの企業で働いているということで、来年度以降のところ、ぜひ、こちらにというような意向を持っておられます。8月もしくは9月にというお話を、今、調整をさせていただいているところですけども、確定的なところではないというところではありますが、来年度以降も継続して募集していくというところであります。

この地域おこし協力隊につきまして、やはり特殊というところの、文化財というようなところの視点の専門員を呼びたいという担当の思いがありますので、そういったところで、今、調整をしているわけですが、次年度、その方をぜひお迎えしたいということは当方の思いではありますけども、もし、かなわない場合は、少し条件を緩和して、地域の中でしっかり文化財を伝えていただける、また、広めていただけるという方々のような形で募集の条件を緩和していくことも考えております。

○副議長（中村 茂君） ほかありますか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 歳出の10ページのあれで、企画費で地域再生アドバイザー、この業務について教えてください。

それと、21ページの負担金補助及び交付金の補助金で、経営構造対策事業となって、これがあるんですけども、この委員会資料では、補助金の財源は全額が国費だということになっております。これと同じ事業がこれまでに町内でやられてきたかどうか、この補助メニューでですね、それを具体的に答えていただけますか。

それから、成果目標っていうのは結構きついあれかなと思うんですけども、これはきちっとその時期が来れば点検に入る、いわゆるどこが点検をするのか、町なのか県なのか、国が来るっていうことはほとんどないと思うんですけど、その点、ちょっとお尋ねいたします。

○副議長（中村 茂君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） まず、御質問の1つ目であります10ページ、5目企画費の7節報償費、地域再生アドバイザーの御質問ですけれども、この地域再生アドバイザーは県の事業でありまして、地域運営組織づくりにアドバイザーを派遣をさせていただくということで、報償費は町で持つものであります。令和5年度につきましては、地域運営組織づくりのために県からのアドバイザーに来ていただいて、話し合いであったりとか、アドバイスをいただくという予定にしておりましたけれども、現実的に地域運営組織の話し合いを進めていく中で、そういう機会がなかったということ、また、それ以外に、県でのアドバイザー派遣の事業がありまして、そちらで派遣をいただいた例が春來や宮脇地区にあります。こういった関係で、町が用意をしておりました報償費は使用する機会がありませんでしたので、15回分を今回、減額をさせていただくことになっております。以上です。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 21ページの補助金です。経営構造対策事業についての御質問でございます。この事業のこれまでの活用事例はということですが、事業自体は従来からございまして、継続的に制度としてはございますが、事業の活用としましては、今回、当町としては初めてという事業でございます。目標設定、成果目標ということで、そこに大きく3点掲げられております。付加価値額の拡大、経営面積の拡大、労働時間の縮減ということで、それぞれ成果目標掲げられておりまして、ハードルとしてはかなり高いということになろうかなと思いますが、これにつきましても事前に、県を通じて審査をされておりました、計算根拠を持った目標ということで審査のほうも通っております。これについて、来年度以降、事業実施された後ですけども、達成度について、町を通じて県に報告していくということで点検がなされていきます。以上です。

○副議長（中村 茂君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 同じく、この委員会資料で、事業内容で、導入品目、トラクターとかコンバインは分かるんですけども、ブームスプレーヤー、それから、トラクター用のアーム式草刈り機と、これはどういうことを作業としてやるやつでしょうか。これを入れる理由は何でしょうか。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 経営構造対策事業の中身でございます。機械の導入ということで、今回、4品目の機械の導入を予定しております。そのうち、ブームスプレーヤーというものがございます。これは農作物を栽培する上で、消毒等の防除を行う薬品を散布するための機械でございます。従来、背中に担ぐような動噴であるとか、そういったもので手作業で防除作業を行う作業に対して、このブームスプレーヤーというのは、今回、トラクターのアタッチメント式ではありますが、トラクターにそういった部品、アタッチメントを装着して、7.5メートルの幅で農地の中を防除作業、トラクターに乗ったままで防除作業が実施できるということで、かなりの労務費の軽減が実現するというものでございます。

また、同じくトラクター用アーム式草刈り機ということでございます。こちらトラクターの後方にアタッチメントでつけるアーム式の草刈り機でございます。従来、刈り払い機等で、畦草を刈る作業に対して、トラクターにつけたアーム式の草刈り機で、今回、農地の中を農作物を傷めないような車輪の幅のせまいトラクターの導入で、農地の中から畦草をアーム式の草刈り機で刈っていくということで、これもトラクターに乗ったままで作業ができますので、労務時間の縮減がかなり向上するということで、今回、導入の計画を立てているところでございます。

○副議長（中村 茂君） ほかありますか。

10番、重本静男君。

○議員（10番 重本 静男君） 1点だけ、ちょっと確認させてください。農林水産課にお尋ねするんですけど、今、ちょっと、同僚議員も出てましたけど、委員会資料の38

ページですね、経営構造対策事業というものがあるわけなんですけど、これ、令和4年度だったと思うんですけど、畑ヶ平、大根生産組合ですね、ここが補助を受けたことのある、これは何だったいな、産地生産基盤パワーステップ事業とあるわけなんですけど、この名前が違うわけなんですけど、これ、違いといいますか、年によって名前が変わったと思うんですけど、違い等を教えていただきたいと思います。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回、補正で提案させていただいております経営構造対策事業と、これまでに実績がございます畑ヶ平地区で実施をいたしました産地競争力総合対策事業ということで、産地パワーアップ事業という事業がございます。こちら農機導入ということで、導入に係る機械購入に対しての補助という事業でございます。いずれも国庫補助事業ということで、両方、国庫補助事業ということで、補助率も2分の1以内ということで同様でございます。これに対しての町の随伴はなしということで、ここまでは一緒なんでございますが、事業のそのものの目的というのが異なるということになります。経営構造対策事業につきましては、経営の改善、また、経営の開始というものを支援する、また、担い手確保というような部分を支援するという事業でございますし、産地パワーアップ事業につきましては、コストの縮減、その前提で産地が確立された地域、地区において、コストの縮減に向けた高性能な農業機械の導入ということでございます。畑ヶ平地区についてはこれが合致したということで、事業が採択され、実施できたということでございます。

そのほか事業要件としましては、達成目標というのがそれぞれの事業について設定されておりますが、採択につきましては、今回提案させていただいてる経営構造対策事業についてはポイント制というものを取られております。高いポイント、例えば先ほど申し上げました付加価値額の拡大ということについて、10%なのか、20%なのか、30%なのかと、このパーセンテージに合わせてポイントが異なる、ハードルを高くすればそれだけポイントが高くなるということで、申請時に国に採択をしていただく段階で、それだけ大きなポイントが積めるので優先順位が高くなるというものでございます。産地パワーアップ事業との違いというのは、その辺り、採択手段が違うということがあろうかなというふうに考えております。いずれにしても、両方、パワーアップ事業のほうは農作物の面積要件等別途でございますので、これは品目ごとで違いはありますが、それぞれ要件がございまして、両方、ハードルの高い事業なのかなというふうな認識でございます。以上です。

○副議長（中村 茂君） 10番、重本静男君。

○議員（10番 重本 静男君） 今、お聞きしました。といいますのが、先ほど出てましたブームスプレーヤー、これは両方ともあったし、ああ、これ、同じような機械導入できるんだという思いでございました。それと、もう一つは、どちらも農事組合法人、畑ヶ平生産組合と、今回のあれも、どういったらいいですか、農事組合法人が申請して採択

されとるというようなことでありましたものですから、そういった要件が満たせて、採択になったというようなことを確認させていただきました。以上です。

○副議長（中村 茂君） 答弁か何か要らないんですか。（「いや、今の」と呼ぶ者あり）いやいや、答弁返っておったらいけど。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかありますか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 今の経営構造対策事業についてお尋ねいたします。委員長報告にもありましたけれども、これが中心になって農林水産課のこの部分は承認されなかったという報告がございました。

先日、同僚議員の訪問を受けまして、一緒に同伴されていたのが、この補助対象者の相手方でした。その方が言われるには、委員会、議会は、正しく理解をしてくれていないからそうなんだと。ちゃんと理解をして応援してくださいよというお話だったように思います。

そこで、担当課長にお尋ねしますけれども、委員会が理解をされてないという部分は、どの部分が理解されてなくて否決になったのだというように考えておられますか。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 常任委員会での不承認、承認をいただけなかったということにつきましては、それぞれの議員での御理解というものについては、私のほうでは個別ではちょっとはっきりしたことは分からないというのが正直なところでございますが、私が説明申し上げた中で、当事業と直接関係あることではございませんが、農業委員会の手続についての御質問がございました。手続中であるという説明を申し上げましたが、その内容について、当事業と直接関係、関連のあることではございませんので、そちらについて、もし、関連があることというような誤った認識がありましたら、その部分がよく理解されてなかったのかなというふうなことはございますが、関係ないということで、当方としては説明を申し上げたわけですけども、もし、十分にその辺りが御理解されてないとしたら、その辺が説明不足だったのかなというふうな思いでございます。

○副議長（中村 茂君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 課長は、これと農業委員会の案のことは関連がないというようにおっしゃいましたね。ですけれども、常任委員会は関連があるというように判断されたんじゃないかなというふうに課長おっしゃいましたけれども、私、大いに関連があるというように思いますけれども、単純に事業だけ分けてするのではなくて、トータルの見て、大いに関連がある一連の事業だと思うわけですけども、その辺のところはいかがでしょう。

○副議長（中村 茂君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回の当該事業についてですが、既に国の審査も通っ

ておりますし、県を通じて国の審査も通っており、採択済みということで、事業の要件としては整っているという認識でございます。特に別件のことを持ち出されて、そのことを理由にということであるとしたならば、直接、今回の事業の採択、また、補正予算措置については関連がないという認識でございます。

○副議長（中村 茂君） よろしいですか。

ほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 4 番、米田雅代でございます。

本案に対する修正動議を提出いたします。

○副議長（中村 茂君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 7 分休憩

午後 2 時 3 9 分再開

○副議長（中村 茂君） 再開いたします。

本件に対して、米田雅代君外 2 人から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

4 番、米田雅代君。

ただ、東日本の黙禱、4 5 分からですので、5 分ぐらいで終わりますか、説明。

○議員（4 番 米田 雅代君） 休憩させていただけますか、ちょっと時間が計れませんが、申し訳ないです。

○副議長（中村 茂君） 時間になったら、切らせていただきますでしょうか。

それでは、休憩いたします。休憩して、4 5 分の黙禱が終了次第、御発言と、そういうふうにしたいと思います。しばらく御休憩ください。

暫時休憩します。

午後 2 時 4 0 分休憩

午後 2 時 4 8 分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、修正動議提出者の説明を求めます。

4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 議案第 2 3 号、令和 5 年度新温泉町一般会計補正予算（第 9 号）に対する修正動議です。

上記の動議を地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び新温泉町議会会議規則第 1 7 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。令和 6 年 3 月 1 1 日提出。新温

泉町議会議長、池田宜広様。発議者は、私、新温泉町議会議員、米田雅代、同じく中井勝議員、同じく小林俊之議員の３名です。

修正案は、次のページを見てください。修正内容は、第１条中、３億４,９１７万９,０００円を３億５,６４４万４,０００円に、１３０億１,３９８万４,０００円を１３０億６７１万９,０００円に改めるものです。

第１表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。まず、歳入は、１６款２項県補助金の補正額を７２６万５,０００円減額修正するものです。歳出は、６款１項農業費の補正額を７２６万５,０００円減額修正するものです。

第２表、繰越明許費の一部を次のように改めます。６款１項経営構造対策事業７２６万５,０００円を削除いたします。

一番最後のページを見てください。歳入歳出補正予算事項別明細書の一番下の３、歳出を見てください。３目農業振興費の補助金、経営構造対策事業７２６万５,０００円を減額いたします。その上の歳入は、４目農林水産業県補助金の補正額から７２６万５,０００円を減額いたします。内容は以上のとおりです。

続いて、提出の理由を述べます。法令や条例は社会秩序を守るために、住民の生活を律するものとして制定されます。そのため、行政は率先して法令や条例を守り、事業推進を図るものであり、町民に対してもその遵守を求めるものです。さらに、行政は公平や公正を旨とし、そのため、遵法精神が要求されます。

さて、修正動議であります。まず、最初に、３月５日の総務産建常任委員会において、この案件に対する疑義により、農林水産課の補正予算（第９号）が４対２で否決されたことです。その理由として２つ挙げられていました。１つは、過去に議会が附帯事項をつけて認めた事業に対して、誠実に実施せず事業を頓挫したことがある。１つは、農業委員会は全てにわたり、事前申請主義を取っているが、この実施主体法人は数々このルールに違反し、遵法精神が見られない。したがって、これに対して行政が予算の裏づけをしてはならないという結論が導き出されました。

次に、私が３月７日に傍聴した臨時農業委員会です。本委員会そのものが、同法人が補助金交付の要件の一つ、地域計画が策定されている等を満たすために開かれたものではないかと疑問が生じたこと。１２月の農業委員会で始末書つきで認められた同法人の農地転用が、現時点で県の許可が得られていないにもかかわらず、手続中であるとはぐらかすような回答を事務局にさせ、臨時に農業委員会を持たせることと併せて、行政をゆがめていることにならないかと強く疑念を抱きました。

最後に、昨年１２月の案件は、県の許可がないにもかかわらず、建物が建っております。なおかつ、現地を見に行くと、また、新たに次の建物を建てているようにも見えました。これが正常な形なのでしょうか。明らかに、これは本来の正規の手続から逸脱しているものであり、到底受け入れられるものではありません。農地は手続を経て、建物を建てたり、他の用途に使えるものです。以前に、浜坂認定こども園の駐車場について

は、農地の変更がされておらず、コンクリートを撤去した後に、改めて申請し直した事実もあります。この予算を認めることは、この法人のルール無視の手法を容認することであり、他に与える影響が大き過ぎます。他の農業者たちが同様のことをされると、農業委員会制度そのものが成立しなくなる。いかに農業振興という大義名分を振りかざそうとも、ルールを守らない、遵法精神を外した農業振興などあり得ません。ひいては、農業行政に支障が出てくるのではないかと案じております。

また、3月5日の総務産建常任委員会の否決を受けて、実施主体の法人代表が本町会議員の姉とともに各議員を個別に訪問した事実があります。この行為自体、私は非常に問題があると考えておりますが、それによって本採決が総務産建常任委員会の意見と食い違うことは、議会の信頼を失うことにつながらないかと案じております。

以上によって、修正案を提出したものであります。皆さんの御理解をいただきたい。よろしく願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。

提出者に対する質疑がありましたら、お願いします。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 提案理由は聞かせていただきました。この中で、転用がされてないっていう、その問題の土地の転用がされてないっていうのはどこで確かめたんですか、本当なんですか、それ。転用がされてないから、そこに建物を建ててはならないとか、そういう意味だと私は解釈したんですが、あなた方が。法律を守らないと、そういう事案がたくさんあったんですか、これまでに。どうもそういう話だったと思うんですけども。（「はい、これは」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

だから、私は午前中も、委員長にもお伺いしたんですけども、いわゆる転用ができてなかったら、建物は建てられないんですかっていう話、聞いたんですけども、それは専門家に聞かなあかんっていう話でしょうけども、傍聴されて、いろいろとお聞きになって、本当に転用がされてるかどうか、そういったことがどこでお確かめになったんですか、それを答えてください。

それと、私は、こういう事業で一生懸命、やっぱり頑張っている町民を応援するべきです。そんなもん、はっきり言ったら、アイガモの谷口が大もうけをして、もういわゆる巨額の富を得るとか、そういったこととは関係あらへんのです。やっぱり今、町の中でもアイガモの谷口の宣伝になるかも分らんけども、やっぱり町民的にもそれはいろいろと愛されてるし、食べられているし、そういうことが、やっぱり私は議会としては応援していくと、これが当たり前じゃないかなと、そう思うんですけど。

まず、転用がされないことの事実はどこで確認されたのか、それから、遵法精神のこと。度々そういうことがあったんでしょうかという、この2つの点について教えてください。

○副議長（中村 茂君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） まず、転用されていないかっていうのは、許可が下りて
るかどうかという意味合いで捉えさせていただいたらいいでしょうか。（「そうです
」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

私も 3 月 7 日の臨時農業委員会を傍聴させていただきました。その間で、委員から、
事務局に何度も何度もそういう問合せをされてました。一体どうなっているんだと。そ
したら、課長が、差し戻されました、申請をし直しです。そのような表現をされていた
と思います。（「し直し」と呼ぶ者あり）はい。それについて、何度も委員から確認が
入りました。それはどういうことなのかと。その中で、私は、そのような許可を得ずに
申請をして、許可をもらって、それから建物を建てるという、その一連の流れがきちっ
とできているのかどうなのか、そういうところで非常に疑問が生じてまいりました。

○副議長（中村 茂君） もう 1 点、遵法精神、よろしいですか。（「遵法精神のこと
について」と呼ぶ者あり）

○議員（4 番 米田 雅代君） もうそのままです。法に従うということです。法に従っ
て、法をしっかり基盤の中で物事を進めるってということです。法を守るということです。

○副議長（中村 茂君） 14 番、中井次郎君。

○議員（14 番 中井 次郎君） 申請をし直すってって課長が言ったんですか。

○議員（4 番 米田 雅代君） そのようなことを。

○議員（14 番 中井 次郎君） 言ったんですね。

○議員（4 番 米田 雅代君） はい。

○議員（14 番 中井 次郎君） それだったら、議長から確認をしてください。それこそ、
こういうことについては、やっぱり事実かどうか、これほどの大きな問題、やっぱりこ
この、これからの事業者にとっては大変大切な問題ですから、私はそんなことはなかっ
たと思ってますけども、私はその場所におったわけではないですから。だけど、本当
にそれが事実なのかどうなのか、もし、事実でなかったら大変なことですから。

それと、数々、あなたは遵法、遵法、法律を守れてことですが、守ってない事
例がこの業者にはあるんですか、まだ。過去にも数件。

○議員（4 番 米田 雅代君） そちらに関しては……。

○副議長（中村 茂君） ちょっと待ってくださいよ。農業委員会のことですので、事
務局長の……（「農業委員会で課長が言ったっていうのは」と呼ぶ者あり）いやいや、
事務局長の課長が言える範囲で、農業委員会のことですからね。（「ちょっと待って」
「休憩」と呼ぶ者あり）

はい、暫時休憩いたします。

午後 3 時 04 分休憩

午後 3 時 05 分再開

○副議長（中村 茂君） 再開いたします。事務局に確認いたしました。今の場合は、発議者に対する質問ですので、その双方のやり取りの場ですから、今の担当課長どうのこのってというのは外してください。その中で質問ください。

○議員（14番 中井 次郎君） 極めて大切なことです。私は、きちっとこういうことについては、それこそ議会として確かめていただきたい。これは最後に、議長に要望しておきます。

農業委員会の席上だろうが、どこだろうが、議場であろうが、ここの常任委員会、いわゆる総務産建常任委員会のその席上だろうが、事実そういうことがあったのか、そういう発言がされたのか、やっぱりこれは大切なことですから、そういう発言があったって、いわゆる修正の提案者は言われてるわけですから、ぜひ、それは確かめていただきたいですね。そうせんと、私かて、本当にこんなもん出されても採決をするのかどうなのかっていうことについても、極めておかしい話だなと思いますので。

○副議長（中村 茂君） 今の発言は、議長のほうで確認せということですか。（「それはそうです」と呼ぶ者あり）先ほど申しましたように、今の場合は、私が課長に事実を確認する場じゃありませんので、それから生じることにおける質問をやり取りしてください。（「だけどおかしい話であんた、そんなもん。私はいいですよ、どうぞ、あと」「1つ答えが返ってない、中井議員の。答えが返ってない」と呼ぶ者あり）それ……（「2つ目の答え」と呼ぶ者あり）遵法精神っていうやつ。先ほど返ってなかったかな。（「何回も違反行為、例えば法律に違反しとるってやな話やからね、いや、一応言っとるやない。あんたもしゃべるから、不規則発言」と呼ぶ者あり）

米田議員、遵法精神のことを再度答弁してください。

○議員（4番 米田 雅代君） 法を大事にして、法を守って、何事も事業推進をするということです。それ以上何物もないと思います。（「そんなこと言ってへんで」と呼ぶ者あり）

○副議長（中村 茂君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 言ったのは、要は何回もあれされてるから、そういうことやったっていうから、私はそれがあったんですかって聞いとんですから、全然質問に答えてないんでね、それだけ答えてください。

○副議長（中村 茂君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 私は行政に対しても、遵法精神が大事なのではないか、そういう趣旨の中でずっとこの提案をさせていただいているつもりですが。何もこの事業主体の方だけに対して求めているわけではありません。行政に対しても、私自身に対しても、議会に対しても、全ての行政に携わる者、それから、生活者、全ての人が遵法精神を持ち、その遵法精神で何事も進めていく、それが秩序をもたらす。そして、それが皆さんの安心・安全につながっていくものだとは私は信じております。その意味で遵法精神ということを言わせていただいております。

○副議長（中村 茂君） 今の質問については以上。

○議員（14番 中井 次郎君） いや、もうええです。

○副議長（中村 茂君） ほか、質問ください。質問がありましたら。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 遵法精神を何か何度も守ってないような発言を提案理由の中でされたと思うんですが、それをじゃあ、具体的な事例を挙げて、それが、どういった法律に違反しているのか、説明お願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） どの部分でそれをおっしゃってるんでしょうか。

○議員（6 番 森田 善幸君） 対象の法人が……（「当てられてから」と呼ぶ者あり）

○副議長（中村 茂君） 森田議員、さっきの発言の不明な部分の返しに対してのことでいいですかね、2 回目じゃなくて。（「はい」と呼ぶ者あり）

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） じゃあ、言いますが、その補助対象の農業法人が遵法精神、何度も破っているような発言をされましたが、でしたら、それを具体的に、どういったことが、どういった法律に違反しているのか、条例に違反しているのかをはっきりと御説明お願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 鶏舎を建てられていると思います。鶏舎に関して、農業委員会では、先ほど申し上げましたが、事前申請主義を取っていると。先に申請をしてもらって、申請するだけでは駄目だとお聞きしております。申請をして、許可が出て、そこで初めて建物を建てる、その繰り返しでないといけないということです。それが、4 つ建てられておりますが、私がお伺いしているのは、全てにわたって建物を建ててから申請をされたり、そういったような形をされてるんだと。そういったところは非常に問題になるんじゃないかということで、私は今回挙げさせていただいております。

○副議長（中村 茂君） 6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） その説明は、まず最初の理由として言われましたけど、そのほかにもまだ、数々のというようなことを言われたと思います。その数々のことと、このことを全てこのことと、何軒も建てたと、そういうことで、そのほかについていうのはないということですか。それと、じゃあ、それは農業関係の法律のどこの部分に抵触しているのでしょうか。

○副議長（中村 茂君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 私は、農業委員会に、先ほども言いましたが、傍聴させていただきました。その中で、委員が一番こだわられていたのはその点です。鶏舎を、もともととにかく事前申請主義なんだよってということの中で申請をされて、それで、それから審査を経て、それで許可が出る。そこで初めて建物を建てる。それが一番最初の、

初めからそれがなされなかった。もう建物が建ててから、申請をされてきた。そういった形の中で、それが何回も何回も繰り返されてきた。それで、誓約書を取ったり、始末書を取ったり、そういった形で、もうそういうことがなされてきた。そういったところの中で、この方を認めていった中で、ほかの農業者の皆さんに対して強くそれが言えるのか、そういったところが問題になった。この方は、これからの農業を私は担っていく方であろうと思っております。そういった方がなぜこんなことを繰り返されるのか、正直な話、私はそれが一番残念でなりません。

○副議長（中村 茂君） よろしいですか、森田君。

○議員（6番 森田 善幸君） まだできますか。

○副議長（中村 茂君） ありますよ。

6番、森田善幸君。3回目。

○議員（6番 森田 善幸君） それから、先ほど担当課長からありましたが、国の補助事業ということで、非常に高いハードルがあったということで、それをクリアして国の採択を受けたということなんですが、こういった補助金を町から、せっかく採択されたものを却下するということは、今後の同様の事業ももちろんですが、そのほかの様々な補助事業に対しても、この町だったらまた採択しても、また却下するかもしれんしってというようなふうに使われはしないか、そういった危惧は御自身、お持ちではないですか。

○副議長（中村 茂君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） もちろん、持っております。それでも、やはり、一番最初の大本の部分の中で、農業委員会の皆さんに、一緒に頑張ろうや、そうやって言っていて、私は農業振興というものはできるものであろうと思っております。その中で、皆さんが、何だいや、あいつは、何であんなことぐらいしっかりできんだいや、そんなふうに使われた中でやっていけるんでしょうか。もともと一番最初の総務産建委員会に出てまいりましたが、これもたしか国か県の事業だったと思います。その事業に対して議会が附帯事項をつけて、それで事業を進めていきなさいってということに対して、この事業者は分かったということで進められてきましたけども、いろんなことがクリアできずに、結局、最後は事業を頓挫しております。そういった意味で、私は、逆な面で危惧を持っております。本当にちゃんと最後までされるのかどうなのか、そういった意味も含めた中で、これは一度考えていただきたい。するからには最後まで責任を持って、きちんと事業を完結していただかないといけない。その意味の中で、今回私は修正動議を出させていただきました。

○副議長（中村 茂君） ほかありますか。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） ただいま、違法のような発言をされましたが、そのようなことを言うのは、この人権の町としていかなもののでしょうか。違法と決まったことでしょうか。農業委員会は守秘義務があります。なぜ、そのようなことが分かるのです

か。私が伺っているのは、その米田議員が言っているのとは全く違います。なぜ、そのような言い回しで、間違った、誤解を招くようなことを言っているんですか。どこにそのあなたが言っておられるような証拠があるんですか。農業委員会、守秘義務があるんですよ。教えてください。

○副議長（中村 茂君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 私は、農業委員でも何でもありません。ただ、傍聴が許されて、傍聴させていただいております。その中で、ここで聞いたことは全て秘してくださいねというようなことは事務局のほうから、事務局でいいんですかね、のほうからは何も言われておりません。その意味で、逆に言えば、今、浜田議員が言われたこと、じゃあ、浜田議員も今言われたことに対して証拠があるんですか。

○副議長（中村 茂君） 7 番、浜田直子君。

○議員（7 番 浜田 直子君） すみません。今回の農地転用につきましては、県の指示を受けて行っております。町の指示、町の許可も受けた上で行っております。建物を建ててから申請しているとか、そのような事実はありません。なぜ、そんなことが分かるんですか。人権の町として、こんなに個人攻撃されるようなことがあっていいんでしょうか。町民を応援するのが議会ではないんですか。

○副議長（中村 茂君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 申し訳ありませんが、それは、議員の立場でおっしゃっておられるのでしょうか。議員の立場の中で、今の質問といいますか、質疑をされたのでしょうか。私には少し混同されているように思えるのですが、いかがでしょうか。私が質問したらいけないよね。すみません。そのように思いました。申し訳ありません。（「質問者が質問したらあかん」と呼ぶ者あり）申し訳ありません。

○副議長（中村 茂君） よろしいですか、質疑は。（「もうええ、ええ」と呼ぶ者あり）

ほかありますか。

10 番、重本静男君。

○議員（10 番 重本 静男君） 提案者にお尋ねします。この、今減額されとる補助金がありますが、この補助金の財源は全額国費であります。町からの補助はゼロ円です。その御認識はありますか、お答えください。

○副議長（中村 茂君） 4 番、米田雅代君。

○議員（4 番 米田 雅代君） 今回、全額は国の補助ということ、全額は国の財源となっておりましたが、総務産建常任委員会の資料には、今回、予算書の中には県支出金となっております。ですから、今、言われたように、町の財政から出ていないということは認識をしております。ただ、県であろうが、国であろうが、私は、これは税金から出されているものだと思っております。その意味では一緒だと。町からであろうが、県であろうが、国であろうが、一緒の重いものだと思っております。

○副議長（中村 茂君） 10番、重本静男君。

○議員（10番 重本 静男君） 申請は国に対してするもので、この申請は、誰が行ったと思われますか。というのが、町がやったものじゃないでしょ。（「窓口は……」と呼ぶ者あり）

○副議長（中村 茂君） ちょっと待った待った。質問、はっきり、どこまで質問されたのか、ちょっとよう分からんで。

○議員（10番 重本 静男君） 当然、申請町として県に上がって、国にというようなことでありますが、これは、やっぱり補助を受ける農事組合法人がやったものと認識しているわけなんですけど、じゃあ、この申請は誰が行ったものですか、町ですか。返答ください。

○副議長（中村 茂君） 4番、米田雅代君。

○議員（4番 米田 雅代君） 町が予算書に上げられているということは、町が窓口になっているということだと私は認識をしております。

○副議長（中村 茂君） 10番、重本静男君、どうですか、質問……（「もういいです」と呼ぶ者あり）もういいですか。

ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） それでは、質疑を終結いたします。

米田議員、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時24分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、再開いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に対する賛成者の発言を許可いたします。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、一般会計補正予算（第9号）に対する賛成討論を行います。

その中でも、特に、経営構造対策事業、担い手確保経営強化支援事業の概要が委員会資料でも出されておりますが、特に、これからの農業の近代化、そういったものを考えるときに、この事業は大いに町のもうかる事業、もうかる農業含めて貢献するものだと思います。そして、補正予算ですから、生産だとか、そういうことをやってる、いわゆる補助事業なんかの生産もやっておりますし、特に、人件費では当然必要なものがあります。こういった中で、特に、私は、こういった事業が入った補正予算については、その財源は先ほどのお話もございましたけども、全額国費だということもありますし、

それから、当然、こういった法律に基づいてやられているということで思っております。ぜひ、この補正予算については、原案に賛成をいただきますようお願いいたします。以上です。

○副議長（中村 茂君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可いたします。おられますか。

〔反対討論なし〕

○副議長（中村 茂君） ない。ないようです。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許可いたします。

〔賛成討論なし〕

○副議長（中村 茂君） なし。

それでは、ほかに討論はありませんか。

それでは、ほかに討論があるようであります。改めて、原案に対する賛成者の発言を許可します。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 原案に賛成し、修正案に反対する討論を行います。特に、今回は、この修正案に対する反対という面にフォーカスして討論をさせていただきます。

令和5年度の年末の国の補正予算で総額23億円計上され、この担い手経営強化支援事業ですね、全国の認定農業者等の方々が市町村や都道府県を通じて国の審査を経た中で、これは認められた補助金であります。兵庫県下では2件のみが採択されたと聞いております。非常にハードルの高い補助金であります。これを否定することは、先ほど提案者に質問いたしました、今後、我が町が様々な補助金を県や国に申請する際、その採択の妨げになるおそれがあります。

また、一昨日、本町で但馬の移住者の交流会がありました。そこには都会から田舎に移住する若い世代の方々が参加されておりましたが、いろんな話を聞くと、主に農業を生活の中心に考えておられた方が多いように感じました。皆、生き生きとした目で将来の夢を語っておられました。こうした補助事業を否定するということは、そういった移住希望者の方にとっても、本町が移住先の選択肢から外される危惧もあるのではないのでしょうか。

本町の担い手、人材確保のため、この修正案に反対するものであります。どうか、この修正案が否決され、原案が可決されるよう、御賛同をお願いいたします。以上です。

○副議長（中村 茂君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。おられますか。

〔反対討論なし〕

○副議長（中村 茂君） 次に、修正案に対する賛成者の発言を許可します。おられますか。（「原案に賛成もできますかいね」と呼ぶ者あり）

〔賛成討論なし〕

○副議長（中村 茂君） じゃあ、修正案に対する賛成者の発言はなしということで、ほかに討論はありますか。

では、また、申し上げます。原案に対する賛成者の発言を許可します。

10番、重本静男君。

○議員（10番 重本 静男君） それでは、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今後、農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業生産が持続的に行われるよう、国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営の転換を図ろうとする担い手に対して、必要な農業機械などの導入を支援するとともに、認定農業者等が新たな担い手の育成を図ろうとする取組を支援する国の施策であります。新温泉農業改良普及センターにお聞きしたところ、先ほども言いましたけど、かなりハードルの高い要件をクリアしているということであります。私も、県下で2件採択されたようで、すばらしい取組だなと思っております。令和4年度は、農事組合法人畑ヶ平農業生産組合の大根収穫機の導入やリモコン動力噴霧器、ブームスプレーヤーが、1,517万1,200円補助対象となっています。先ほど言ったように補助金の財源は全額国費、本町はゼロ円です。頑張る農業者、農事組合法人の応援をするのは当然であります。今回の事業内容を見て、トラクター、ブームスプレーヤー、トラクター用アーム式草刈り機、コンバインなどが、事業費1,598万3,000円上がっております。ということで、これ、減額するということは整合性が取れません。国費を減額するなどあり得ません。感情論での減額修正にしか見えません。国から見放されないよう、次、どなたが申請してもよい道筋をつけてほしいものであります。

この原案に賛成していただきますよう、議員の皆様の賛同をお願い申し上げます。以上です。

○副議長（中村 茂君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。

〔反対討論なし〕

○副議長（中村 茂君） おりませんね。

次に、修正案に対する賛成者の発言を許可します。

〔賛成討論なし〕

○副議長（中村 茂君） おられませんね。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なし。これで討論を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後 3 時 3 6 分再開

○副議長（中村 茂君） それでは、再開いたします。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する米田雅代君外 2 名から提出された修正案について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中村 茂君） 起立少数、5 名であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決を行います。この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中村 茂君） 起立多数、11 名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。15 時 50 分。

午後 3 時 3 8 分休憩

午後 3 時 4 9 分再開

○副議長（中村 茂君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 24 号から議案第 29 号までの令和 5 年度特別会計及び企業会計 6 会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 26 議案第 24 号 から 日程第 31 議案第 29 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 26、議案第 24 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 27、議案第 25 号、令和 5 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、日程第 28、議案第 26 号、令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 29、議案第 27 号、令和 5 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、日程第 30、議案第 28 号、令和 5 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、日程第 31、議案第 29 号、令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 24 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてから議案第 29 号、令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業

会計補正予算（第 3 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けております。

これから質疑に入ります。議案第 2 4 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 2 5 号、令和 5 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。

議案第 2 6 号、令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、令和 5 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、令和 5 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 29 号、令和 5 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 28 ページですが、病院事業収益、特別利益、浜坂病院経営改善補助金 2,000 万円、それから、附帯事業収益、特別利益、老人保健施設経営改善補助金 2,000 万円と、両方全く同じ金額なんですけど、これの算出根拠といいますか、こういったことでこういう金額になったのか、御説明お願いいたします。

○副議長（中村 茂君） 宇野病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 28 ページに、議員御質問の経営改善補助金の 2,000 万円の算出根拠でございます。御覧のとおり、入院収益が当初目標予算としまして、1 日平均入院患者が 40 人で組んでおりましたけれども、実際には 36 人ということで、大幅に減となりました。当初は、医師が増えるということもありまして、目標予算として 40 人を計上しておりましたし、外来につきましても、100 人を目標としておりま

したが、令和5年度の実績見込みで84人ほどになっておりますし、さらに加えて、コロナの補助金が昨年度、令和4年度決算ベースですと5,000万円あったわけですが、本年度9月末で終わりましたので、約2,000万円ほどで、3,000万円、コロナの補助金としても減収となっております。経営改善なり、入院患者、外来患者の獲得に向けて、サービスの向上であったり、加算を取得したりだとか様々な経営努力を重ねてまいりましたけれども、決算を見込んで、このたび次年度の当初予算でも収支予算書の見込みという計画のところでお示ししているとおり、本年度の令和5年度の決算見込みは純損益が赤字の見込みでありますので、赤字を覚悟で最低限、現金を確保するために、病院と老健と2,000万円ずつをヒアリングの中でお願ひし、お認めいただいたというのが根拠でございます。

○副議長（中村 茂君） 松岡ささゆり事務長。

○介護老人保健施設ささゆり事務長（松岡 宏典君） すみません、附帯事業の老健施設につきましても、昨年の5月からコロナが第5類ということに変わったわけですが、なくなったわけではございません。それ以降にも、入所予定者や、また、入所されている方に新型コロナの感染者、その後もインフルエンザの感染等が発生しまして、予定していた入所の数が確保できなかったというようなことと、私も、実はこの昨年の4月から事務長させていただいておりますけれども、入所相談している相談員という職員がいるんですけども、その職員に確認しますと、例年に比べまして特養に入られる方が多いというようなことで、特養のほうの状況、ちょっと把握、全てはし切れておりませんけれども、待機待ちが少し少ないのかなというような状況で、老健に入ってる方がすぐに特養に行かれたりというようなことで、ちょっと予定していたような、計画どおりに入所がなかったというようなことであります。そういう経営状況でありまして、なかなかちょっと資金繰りが大変厳しい状況がございます。それ以降については、先ほど宇野事務長が申し上げましたとおり、財政係と協議の上で、今回2,000万円を繰り入れていただいたというのが経過でございます。

○副議長（中村 茂君） 6番、よろしいですか。

ほか質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○副議長（中村 茂君） ないようです。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 3 0 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 3 2、議案第 3 0 号、令和 6 年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、去る 2 月 2 7 日の本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和 6 年度新温泉町一般会計予算については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本件について、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長を除く 1 5 名の委員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員は、議長を除く 1 5 名の委員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 1 分休憩

午後 4 時 0 9 分再開

○副議長（中村 茂君） 再開いたします。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選となっております。

休憩中に互選いただいておりますので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長、1 3 番、中井勝君。副委員長、6 番、森田善幸君。2 名が選任されました。

予算特別委員会は、会期中に御審査いただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 9 分休憩

午後 4 時 1 0 分再開

○副議長（中村 茂君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、令和 6 年度特別会計予算及び公営企業会計予算の 9 会計につきましては、一括上程いたします。

日程第 3 3 議案第 3 1 号 から 日程第 4 1 議案第 3 9 号

○副議長（中村 茂君） 日程第 3 3、議案第 3 1 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 3 4、議案第 3 2 号、令和 6 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 3 5、議案第 3 3 号、令和 6 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第 3 6、議案第 3 4 号、令和 6 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 3 7、議案第 3 5 号、令和 6 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 3 8、議案第 3 6 号、令和 6 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 3 9、議案第 3 7 号、令和 6 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 4 0、議案第 3 8 号、令和 6 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 4 1、議案第 3 9 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 3 1 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 3 9 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案については、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 1 号、令和 6 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 3 9 号、令和 6 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算までの 9 議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（中村 茂君） お諮りいたします。本日の会議はこの辺りで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村 茂君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

次は、3 月 2 5 日月曜日午前 9 時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間、お疲れさまでした。

午後 4 時 1 3 分延会
